

令和3年3月5日（金曜日）

予算審査特別委員会会議録
（第1日目）

令和3年予算審査特別委員会第1日目

令和3年3月5日（金）

出席委員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	健康福祉課課長補佐	大 場 君 博
副町長	菅 原 正 春	健康福祉課課長補佐	東 村 貴 恵
会計管理者	須 貝 孝 子	住民税務課課長補佐	相 馬 広 志
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	住民税務課課長補佐	森 英 利
まちづくり課長	曾根田 健	地域整備課課長補佐	伊 藤 英 一
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	農業振興課課長補佐	八 畝 俊 勝
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	農業振興課課長補佐	岡 崎 千恵子
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	教 育 長	伊 藤 幸 一
総務課課長補佐	佐 藤 仁	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
総務課財政係長	八 畝 幸 仁	教育課課長補佐	大 場 正 江
まちづくり課課長補佐	大 場 健 一	教育課課長補佐	豊 岡 将 志
まちづくり課課長補佐	野 尻 誠	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
健康福祉課課長補佐	森 祐 子	監 査 事 務 局 長	相 馬 昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	相 馬 昇	主 事	伊 藤 優
-------------	-------	-----	-------

本日の会議に付した事件

議案第19号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第20号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第21号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第22号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第23号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第24号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第25号 令和3年度舟形町水道事業会計予算について

午後 1 時 2 3 分 開会

委員長 ただいまの出席委員は 10 名です。定足数に達しております。

ただいまから令和 3 年度予算審査特別委員会を開会します。

直ちに会議を開きます。

令和 3 年度一般会計並びに 5 会計、1 企業会計予算の予算審査特別委員会の委員長に選任されました奥山です。精いっぱい務めさせていただきますので、進行上不行き届きの点、多々あるかもしれませんが、皆様方のご協力によりスムーズな進行を進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで審査方法についてお諮りします。一般会計は歳入予算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計及び 1 企業会計は会計ごとに審査することとよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしの声ありましたので、異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、会議場の都合上、説明員の交代のための休憩を 3 ないし 4 款ごとに一、二分程度取りますので、併せてよろしくお願いいたします。

議案第 19 号 令和 3 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第 20 号 令和 3 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 21 号 令和 3 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 22 号 令和 3 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 23 号 令和 3 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 24 号 令和 3 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 25 号 令和 3 年度舟形町水道事業会計予算について

委員長 議案第 19 号 令和 3 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第 20 号 令和 3 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第 21 号 令和 3 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第 22 号 令和 3 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第 23 号 令和 3 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第 24 号 令和 3 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第 25 号 令和 3 年度舟形町水道事業会計予算について。以上、7 会計の審査を行います。

議案第 19 号 令和 3 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 最初に、議案第 19 号 令和 3 年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査します。
一般会計歳入について読み上げ説明をお願いいたします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 本日の審査はここまでとします。

次は 3 月 8 日月曜日午前 10 時より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 1 時 3 2 分 散会

令和3年3月8日（月曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第2日目）

令和3年予算審査特別委員会第2日目

令和3年3月8日（月）

出席委員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八鍬太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	まちづくり課長補佐	大 場 健 一
副 町 長 菅 原 正 春	まちづくり課長補佐	野 尻 誠
会 計 管 理 者 須 貝 孝 子	住民税務課長補佐	森 英 利
総 務 課 長 小 野 芳 喜	住民税務課長補佐	相 馬 広 志
兼選挙管理委員会書記長		
まちづくり課長 曾根田 健	健康福祉課長補佐	森 祐 子
健康福祉課長 沼 澤 伸 一	健康福祉課長補佐	大 場 君 博
住民税務課長 伊 藤 茂 樹	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
地域整備課長 伊 藤 秀 樹	農業振興課長補佐	岡 崎 千恵子
農業振興課長 斎 藤 雅 博	農業振興課長補佐	八 鍬 俊 勝
兼農業委員会事務局長		
総務課財政係長 八 鍬 幸 仁	地域整備課長補佐	伊 藤 英 一
デジタルファースト推進室長 沼 澤 一 征	教育課長補佐	豊 岡 将 志
教 育 長 伊 藤 幸 一	教育課長補佐	大 場 正 江
教 育 課 長 鍛 冶 紀 邦	代表監査委員	齊 藤 徹
総務課長補佐 佐 藤 仁	監査委員事務局長	相 馬 昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 相 馬 昇 主 事 伊 藤 優

本日の会議に付した事件

議案第19号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第20号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第21号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第22号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第23号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第24号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第25号 令和3年度舟形町水道事業会計予算について

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、2日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

議案第19号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 これより、一般会計歳入の質疑に入ります。なお、質疑につきましてはページ、款、項、目を明言し、簡潔にお願いします。

では、質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

4番 では、12ページ、歳入について質問をさせていただきます。

町民税、町税など前年度から軒並み減額になっておるようですけれども、その要因について分かるのであればお聞かせください。

住民税務課長 まず最初に、個人町民税のほうを説明いたします。一昨年、昨年来の暖冬、あとコロナ禍の影響、あと米価の影響を勘案しまして、リーマンショック時並みと同等の金額のほうを減額させていただいております。

また、法人町民税につきましては、同じくコロナ禍、もしくは営業の状況により、その分だけ減額させていただいております。固定資産税につきましては、令和2年度課税分で評価替えになっていますので、評価替え時点で、おおむね約300万円弱ほど下がっている傾向にありますので、おのおの減額してございます。以上です。

4番 やはりコロナの影響がかなり大きいのかという私もそういう認識でございましたけれども、今後ワクチン接種など始まり、ウィズコロナの時代になって、また元に戻るようになることを願っております。影響があったということは認識しました。ありがとうございます。分かりました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 26、27ページ、16－3－17財産貸付け収入の中で、27ページ、土地建物貸付け収入、ここに5項目、医師住宅貸付け収入までありますけれども、ここに昨年まで新雪国エコ環境住宅土地貸付け収入48万円というのが計上されておりましたけれども、今回計上されていないのはなぜでしょうか。

まちづくり課長 ただいまの質問にお答えします。エコ住宅につきましては、令和2年で改修を行っております。今まで入っておられた方が7月でまずは退去をされて、それに伴って古いところを改修したのが令和2年と、今後は貸付け及び売払いも含めてちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。それが決まって、今検討中でございますので、この項目からはちょっと一旦貸付け収入というのは上げていないといった内容になります。

3番 分かりました。引き続きこれに関して募集をかけるということでしょうか。

まちづくり課長 引き続き検討して募集をかけてみたいと思います。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 3ページの歳入の7番の入湯税に関してです。今年度の予算、入湯税の見込み予算が54万5,000円立ててあって、コロナの影響だと思うんですけども減少しているようです。今年度の実績が18万5,000円で、来年度は14万8,000円ということで、これもコロナの影響を見据えての金額だと思うんですけども、これを少しでも税収入を多くするために、入湯税、お客さん呼び込む策は考えているのかいないのか質問いたします。

まちづくり課長 やはりコロナの影響で、利用客が全般的に少なくなっているんですが、温泉としては令和2年中からなんですけれども、宴会を含めたセットのメニューとか、そういったところをどんどんPRしてはいきたいんですが、なかなかちょっと令和2年度はPRできなかった状況になっております。令和3年度については、コロナが落ち着くことも視野に入れて、これまでPRしてきた宴会のセットメニューとか、そういったものをどんどん町外にPRできるようにしていきたいと思います。状況を見ながらの対応になっているものです。そういったことで考えているところです。

2番 やはり積極的にこちらからアクションを仕掛けていって、例えば去年も私、質問をしたんですけども、隣の大石田ですか、あそこは頻繁にパンフレットが入ってきますので、やはり舟形でも積極的にぜひアピールをしていただきたいと思います。もう1回答弁をお願いいたします。

まちづくり課長 今後も令和3年については、当然ワーケーション、そういったものも展開してまいりますので、どんどんPRしていきたいと思います。紙媒体にせよ、あとは映像にせよ、どんどんPRしていきたいと思います。あと、なお、入湯税については、若あゆ温泉は大広間を利用されたお客様から入湯税を頂くこととなっておりますので、それと併せてゆっくり休める大広間があるんですよといったことも併せてPRしてまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

1番 18ページの14の5の教育使用料でありますけれども、8万円の減、昨年度との対比で、海洋センタープール使用料とセンター使用料とありますけれども、この内容がどうなっているかお聞かせください。

教育課長 使用料のB&Gセンター等の使用料ですけれども、今年度の使用料につきましては、コロナの関係もありまして、利用者を制限したという現状もございました。ということで、収入のほうも減っているわけなんですけれども、令和元年度の決算額については、B&Gセンターの使用料は60万円ございましたけれども、体育館の使用の状況について、使用者数が減っているという現状を勘案しまして、歳入については昨年度同様の50万円という形でのセ

ンター使用料になっております。プールにつきましても令和元年度の決算ベースでは2万2,000円ということであるんですけれども、こちらも開所の日数の減というのが今年度もございました。来年度以降についても歳入については1万円というところで今年並みの利用になるのではないかとということを見込んでの計上としております。

- 1番 やはりコロナ禍による減少は分かりますけれども、やはり取組として町民の方がもうちょっと気軽に活用できるような仕組みづくり等で考えていただきたいなと思っての質問でした。答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

- 9番 1点だけ、地方債のことでちょっとお伺いしますけれども、毎回同じことを言って申し訳ありませんが、今回令和3年度の予算で臨時財政対策債、大幅に5,500万円ほど前年比上積みになってございます。地方交付税につきましても、総体で6%増の見込みをしてございますが、それに対してこの臨時財政対策債、かなり5,550万円増というのは、今年はあまり大きな事業といいますか、昨年度は防災拠点施設等々の事業があつて増えるのは当然でございますが、今年はあまり大きなそういうものがない中で、この臨時財政対策債5,500万円を増にした要因といいますか、そのあたりをお伺いします。

総務課長 臨時財政対策債の増の要因というふうなことでございますけれども、令和3年度の国で示す地方財政対策というふうなことで、国の予算編成によるというふうなところが大きな要因でございます。その中で出口ベースで、いわゆる市町村のほうに交付する地方交付税の内容としましては、委員がおっしゃったとおりの伸びというふうなことになるわけですが、その内訳として臨時財政対策債のいわゆる市町村への借入れの部分に委ねるところの予算が大きく伸びてございます。いわゆる国のほうの予算編成の内容でそれに合わせた形で町のほうでも臨時財政対策債のほう伸びているというふうなことでございます。国の予算編成の出口ベースの予算編成に合わせた形で予算編成となつてございます。

- 9番 ちょっと考え方が私と違うのかもしれませんが、地方交付税で6%伸ばしておけば、伸びていれば、この臨財債というのは不要なんじゃないかなと単純に考えるんです。地方交付税を伸ばしておいて、この臨財債を伸ばすということは、どこかダブってしまうんじゃないかなと単純に思うんですけども、そういう仕組みではないんでしょうか。

総務課長 単純に申し上げますと、そういう仕組みではないというふうにお答えさせていただきたいと思います。地方交付税全体の中でその一部に臨時財政対策債が含まれているの地方交付税というふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

- 9番 分かりました。私、勘違いをしておりました。地方交付税の中に含んでおると、地方交付税を市町村が実際に支払いができないときにこの臨財債を起こすんだということで、そこでダブるわけじゃないんですね、ちょっと私、勘違いをしておりました。

総務課長 地方財政対策のほうに含まれているというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。詳細については、なかなか専門用語とか、国の予算編成によるところに合わせて、町のほうでも地方交付税の予算編成に当たっているというふうなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 そのほかにありませんか。

3番 30ページ、21款5の雑入についてお聞きます。31ページに、下から3行目に消防施設等整備事業負担金というふうなことございます、5目、これは令和元年度の決算で124万9,420円決算しまして、昨年の予算で94万円で、今回令和3年度予算が135万4,000円増の229万4,000円になっています。この凸凹になっているんですけれども、この要因というのは何でしょうか。

住民税務課長 消防施設等整備事業負担金につきましては、まず1点が、消防積載車の各町内会の負担金を予定してございます。もう1点につきましては、消火栓の新設を今のところ予定しておりますので、2町内会分を予定してございます。その分になります。

3番 そうすると、消防の積載車の購入した場合の町内会の負担分、去年は2台ぐらい購入しているんですけれども、あと消火栓の負担というのは、消火栓の負担というのはどういうことでしょうか。

住民税務課長 町内会の要望により消火栓を新設した場合につきましては、工事費の15%もしくは1世帯当たりの上限額を定めておりますので、その負担金に基づきまして納入していただいている状況にあります。ポンプ積載車につきましては、金額が300万円以上しますので、1世帯当たりの上限額のほうが安くなりますので、1世帯当たり6,000円ほどを見込んでございます。また消火栓の新設工事につきましても、工事費の10%もしくは各金額に応じての上限額を設けておりますので、今回につきましては、100万円から200万円以内の1世帯当たり4,000円のほうを見込んで算出してございます。

委員長 ほかにありませんか。

5番 27ページになります。財産貸付け収入の中に、医師住宅貸付け収入66万円入っていますけれども、昨年度から見れば22万円ほど多くなっているんですけれども、この内容の説明をお願いします。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。医師住宅貸付け収入につきましては、以前住んでおられました原田先生が退去されてから空き家の状態が続いておりますので、昨年の中から町の保健師のほうが入居しておりますので、去年は1年分じゃなくて中途からの収入だったんですけれども、令和3年度については、1年分ということで1か月5万5,000円の12か月分というようなことで計上しているところであります。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

9 番 数字が小さくて申し訳ありません。20ページです。15－1－1、国庫負担金の中で21ページ右のほうに説明がございしますが、その中でちょうど中ほどより下に、子育てのための施設利用等給付負担金というのがございます。ここ、国で、県のほうでも同じような内容で県単の負担金を出してございますが、この負担金というのはどういう内容の負担金なのでしょうか。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。これにつきましては、現在、町の住民の方で新庄市内の保育施設に子供さんを預けていると、新庄市内というのは、自分の職場にある保育施設なんですけれども、そちらのほうに預けているといった場合に、その負担金というようなことで国と県から頂けると、そして利用者の方には負担金分というようなことで町から補助をしているというふうな流れになっています。以上です。

9 番 内容は分かりました。この負担金というは令和3年から始まったんですが、今まで新庄市内の保育園に子供をお預けしておった方というのはいなかったんですか、今までは。この負担金新しく出ましたよね。

健康福祉課長 令和2年度からお預けしている方がおられまして、途中から補正のほうで対応させていただいております。

9 番 ちょっと聞き方悪い。令和2年からもう既に新庄市内にお預けしている方はいらっしゃったわけ、その前はいなかったの。この負担金というのはここに計上になったのは新しい項目じゃないですか。そこを聞きたいんですよ。令和3年から新たに新庄市内の保育園にお子さんを預けるようになったための県と国の負担金なのかということなんですけれども。

健康福祉課長 令和2年度から既に入所はしておられましたけれども、令和2年度中については、広域入所負担金というようなことで項目の中で対応させていただいておりましたけれども、今回このようにきちんと事業名が年度当初からつくというようなことで、別個に今回、別個といいますか、新規に事業として計上させていただいております。以上です。

4 番 では、26ページ、17款2項財産売払い収入とありますけれども、これどこを売ったのかお聞かせ願いたいと思います。

総務課長 ご質問の財産売払い収入の土地売払い収入の当初予算でございますけれども、ひだまりの分譲地、まだ未売の部分が4区画残ってございます。今年度宅地造成で募集をしましたところ、大変好評でございました。現在、予約といいますか、問い合わせがあって2件というふうなことではございませんけれども、こういった大変好評だというふうなことで、令和3年度も2件ほど見越して予算を計上してございます。以上です。

4 番 ということで、あとは全部これで完売というわけではないんですよね、あと何戸残っているのか。

総務課長 ひだまりにつきましては、一般の区画で当初9区画分ございましたけれども、こちら

については最初の募集で埋まってしまいました。残り6区画分については、ハイムひだまりの入居者の方々の専売ゾーンというふうなことで設定して募集をしましたところ、6区画中2区画、既に今年度申込みをいただいております。残り4区画ございます。そのうちの2区画分を今回の予算に計上させていただいているというふうなことです。

4番 ということは、ハイムひだまりからのやつが2区画完売したということで、あと4区画、これはやっぱり優先順位で言ってもハイムからの退去者のための区画だと思うんですけども、見込みとしてもあと4区画そこを完売する見込みはあるんでしょうか。

総務課長 この4区画については、ハイムひだまりの今の子育て支援住宅の入居者の方々が舟形町に定住していただくために設定をした区画というふうなことでございますので、そういった方々が早く舟形町のほうにも定住をしていきたいというふうなことで、そういう思いが高い方があれば、小学校に退去する資格前に入居というふうなこともあるのではないかなというふうに見越してございます。ただ、様々な条件があるというふうに思いますので、いろいろな事情を勘案してというふうになるかと思います。ただ、目の前で様々新築が始まって、新しい家が建って、子供たちが遊ぶ姿、通学する姿なんかを見ますと、早い時期に申込みがあるのではないかなと期待しているところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

1番 まずは先ほどの18ページの14-1-3農林水産業使用料でありますけれども、テニスコートと多目的グラウンド、改善センター使用料とありますけれども、これもコロナ禍によってという答えが返ってくると思いますけれども、このテニスコートと多目的グラウンドについてですけれども、新庄市民のテニスコートが昨年度から小中学生無料になったわけです。それに伴って、新庄市民のほうがすごい込み合っている状況でありますけれども、町として、中学校にもテニスコートありますけれども、一般とか、ましてや新庄市内の高校生対象にして、料金自体のやっぱり新庄市に比べると二、三百円高いような状況になっておりますけれども、やはり高校生の利用とかも、利用してもらえるように、料金的な考えとかないのかちょっとお聞きしたいです。

まちづくり課長 現在のところ料金の変更等はちょっと検討してはおりません。ただ、やはりテニスコートについては、今叶内委員がおっしゃられましたように、新庄市の市営のテニスコートはかなり混雑しているというのは私どもも把握しているところです。あと多目的グラウンドについては、やはりここはどうしても利用の方が昨年、これまでもちょっと少ないという状況でありましたので、今後の利活用についても前のこれまでの議会でも検討してまいりますといったお答えをさせていただいたんですが、今後も利活用していただくように検討してまいりたいと思います。ただ、これまでちょっと少なかったものですから、こういった予算の要求をさせてもらったところです。

1 番 やはり新庄市のほうで小中無料化としたことによつての減も今後も出てくるのかなと思いますので、今後温泉敷地的なものを改善する上で、やっぱりこういうところも一緒に取り組んでいってほしいなと思つての質問でした。

委員長 答弁は。ほかにありませんか。

2 番 25ページになります。25ページの農林水産費の県の補助金の内訳の園芸大国山形に関してですけれども、昨年度が59万2,000円ですか、当初の今年度の予算が73万5,000円、先週の補正の中でマイナスの13万9,000円ですか、今年度がさらにまた134万9,000円と増えていますけれども、これは予定があると思うんですけれども、今年度と比べてどの程度予定が増えているのかを質問いたします。

農業振興課長 令和3年度の整備内容についてですが、ハウス1棟、管理機が4台、掘り取り器が1台という形で、機械の台数が増えております。令和2年度は管理機のみでしたので、ほかの機械、ハウス等が増えている状況です。

2 番 やはりほかの市町村の同じような農家の方の声ですけれども、舟形がかなり優遇されているんじゃないかというふうな声がありますので、ぜひほかの産地に負けないように、こういうふうな補助金をぜひアピールしていただきたいと思います。以上です。

委員長 答弁は。「要らないです」の声あり）ほかにありませんか。

9 番 それでは、前に戻ってすみません。22ページです。これは14-2-5土木の23ページのほうの説明を見ていただきたいと思いますが、学校施設環境改善交付金1,467万5,000円入ってきてございます。歳出のほうを見ますと、小学校管理費のほうに充当されておるようですが、これは今回小学校の工事が入るための補助金の要求ということで入ってきた交付金なんでしょうか。今後以降、またこのような形で交付金が見込めるものなんでしょうか。そのあたりをお伺いします。

教育課長 こちらの学校施設環境改善交付金につきましては、おっしゃられたとおり小学校の新年度工事を予定しております体育館のつり天井の改修工事のほうの補助金として交付される工事費の3分の1ということで交付される交付金となりますので、今回の工事に限りということの交付金となります。以上です。

委員長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

9 番 それでは、30ページです。雑入です。右のほうの説明の中で、ちょうど中ほどにドクターヘリの誘導員の補助金ございます。前年度より増えてございますが、今年度令和3年度で何かドクターヘリ誘導に係る誘導員の方が増えたとか、誘導の方法が変わったとか、そのあたり内容の説明をお願いします。

住民税務課長 令和2年度まで消防のOBの方をお願いをしておりましたが、令和3年度より振興公社のほうに委託するということで、その委託費分相当になってございます。ドクターヘ

リの誘導員業務補助金につきましては、150万円を限度に補助金になりますので、150万円のほうを見込んでございます。

9番 振興公社とおっしゃったんですね。あの振興公社ですよ。振興公社にお願いするのは別にいいんですけども、何でこのOBの方から振興公社に替わって、倍も経費がかかるような、こういうのはなんて言うんだ、手当というんだか、そういう仕組みなんでしょうか。

住民税務課長 かねてより消防OBの方につきましては、もう既に70歳を迎えようとするので、そろそろ責任を持てなくなる年代になってきたので、どこか探してほしいという要望がございました。その中で、民間の業者や様々検討してきましたが、振興公社のほうが格安でございましたので、振興公社のほうにお願いするということで話のほうをしてございます。

9番 そうしますと、具体的に今までOBの方を何人おって、去年は幾らでしたっけ、83万6,000円、今年は令和3年は振興公社にお願いすると振興公社のほうで誘導員というのは何名確保して、単価どれくらいという、そのあたりを教えてくださいと思います。

住民税務課長 今まで消防のOBの方につきましては、6名で輪番制で行ってございました。これにつきましては、賃金相当分のみ補助金という形で頂いておりましたが、振興公社につきましては、賃金相当分のほか、電話料等についても全て持っていただくということで、具体的にまだしておりませんが、大体1日当たり1回当たり1万円を見越して積算してございます。

委員長 ほかにありませんか。

4番 同じページのドクターヘリについてご質問します。先ほどの答弁の中で、振興公社にお願いしたら倍近くの金額になったと、80万円が150万円になったということでよろしいのでしょうか。

住民税務課長 倍近くというような言い方になりますと、契約上、倍になったと見えるかと思いますが。民間業者の方のほうにも見積もりをいただいたところ、290万円ほどかかるようでしたので、そちらのほうと比較しまして150万円のほうが安いということでお願いをした経緯がございました。当然今までですと賃金のみでしたが、その分の社会保険料と様々その分も付随してくるかと思いますが、若干上がっておりますが、それでお願いすることとして話をしてございます。

4番 説明は分かりましたけれども、この6名の方が振興公社に行った場合に同じ人数でそれだけの金額になったという理解でよろしいのでしょうか。

住民税務課長 具体的に振興公社のほうから何人で対応するということはお聞きしておりませんが、業務自体を振興公社さんをお願いしますので、振興公社さんのほうでどれだけ人数を確保するかこれから確認してまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

10番 16ページの11款1項の地方交付税ですけれども、今年も21億円ということで去年よりも1億2,000万円ほど増額している予算のようであります。ありがたいことというか、最近では21億円前後で推移していて、本当に助かっているなというふうには思うんですけれども、ただ、この金額で今後推移するのかなというときには、ちょっと不安な部分があります。その辺、今後の見通しとしてはどういうふうな考えでいるのかを伺いたいと思います。

総務課財政係長 それでは、普通交付税の話をちょっとさせていただければというふうに思います。令和3年度につきましては、普通交付税の中の新しいメニューといいますか、費目というふうな表現をするんですけれども、それで地域デジタル社会推進費というふうなものが新設されたことに伴う増加が反映されております。

それから、個別算定経費というふうなものがあるんですけれども、その中には消防費ですとか、高齢者福祉費なんかがあるんですけれども、そちらのほうも軒並み増えるというふうなことで、国の地方財政対策というふうなものがつくられているようでございます。

ただ、この増加につきましては、私ども財政係としては令和3年度だけの措置ではないかというふうに考えておるところでございます。国の財政状況についても芳しくないような状況が続いておりますし、臨時に借金をしながら、このコロナに対応しているというふうなこともありますので、その借金の返済というふうなものが今後増えてくれば、この地方交付税についても影響が出るだろうというふうな見込みの下考えておるところでございます。それを含めまして、今後の推計というふうなものを行いながら、財政運営に当たっているというふうな状況でございます。以上です。

10番 ぜひ同じような金額で来れば、それに越したことはないんですけれども、特に今年というか、ここ1年ほど見ますと、やっぱりコロナ対策ということで、特に臨時交付金ですか、そういった突発的な収入というのがかなり町でも増えています。そんな中で、それに対していろいろな設備投資もしているわけなんですけれども、今後そうした設備に関しては、ランニングコストも発生してくるというふうな状況になるというふうに思います。ただ、やっぱり今財政課長からありましたように、国のほうでもかなり無理をしてというか、そういった突発的な支出をしているようでありますので、それがなくなったときに、今後町の財政というのは、やっぱりかなり見直しをしなければならない状況になるのではないかというふうに思うわけです。こんな意味で、やっぱりある程度長期的な、そういった交付税も少し低めに控えた財政計画というのも必要かというふうに思うんですけれども、その辺はいかがですか。

総務課財政係長 普通交付税につきましては、12月の段階で閣議決定前なんですけれども、マイナスの地方財政対策債が示されたところなんでございました。やはり国のほうで厳しいんだろうというふうなことでそれを受け入れながら、予算編成に当たろうかというふうにしてた矢先、逆にプラスでそういうふうな地財対策が示されたものですから、私どもとしまして

も、予想外というふうなところが大きかったかなというふうに思います。そのまま地方交付税が続くというふうなことは決してないというふうなことを念頭に置きながら進めていかなければならないのかなというふうにも思います。

あとはコロナが終息したとしても、新しい生活様式に対するアルコールでしたりとか、消耗品関係が今後も続いていくのではないかなというふうにも考えております。その一方でどこか削減しながら財政運営をしていかなければならないんだろうなというふうにも思っているところでございますが、まずは町民の皆様方に直接的な影響が出るような部分については、やはり削減は難しいだろうというふうなことを念頭に置きながら、職員の努力でカバーできるところからまずは進めていく必要があるのだろうというふうに考えておるところでございます。以上です。

10番 先ほど質問にも出ていたようですけれども、やっぱり起債の償還にも影響してくるわけです。そういった意味で、去年決算のときにも監査委員の意見のほうでやっぱり国としても900兆円を超える借金の中での運用をしているというふうな話がありました。そんな意味でぜひその辺を今のこのコロナのそういった臨時交付金とかで麻痺しないようにぜひ冷静な計画をお願いしたいというふうに思います。

委員長 答弁は。

町長 今10番委員さんのおっしゃられるとおりでございます。国のほうとしてコロナが出る前につきましては、総務省の検討委員会の中では2040年問題というふうなことで、2040年には国の社会保障費が現在よりも1.5倍でしたかになるというふうなことで、公務員の数を半減するというふうな諮問も出されております。それは何を言うかということ、地方交付税も減らしていくよというふうなことを暗に言っているというふうに思っております。したがって、町としましては、国のそういった2040の問題等も含めながら今後やはり第7次総合発展計画で言っております6つの目標とそれを支える1つの基盤というふうなことで、財政の健全化を堅持していく必要がございますので、決して現在のコロナの影響による交付金等のことに浮かれることなく、しっかりとその後が進んだ後も継続して財政の健全化ができるよう努めてまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

8番 26、27の寄附金についてお伺いします。一般寄附金、ふるさとづくり応援基金の3億円の積算の根拠をお願いします。

まちづくり課長 一般寄附金、ふるさと納税3億円の根拠なんです、歳出のほうと同額にさせてもらっています。3億円につきましては、あくまでも目標値ということで設定させていただきました。

8番 昨年度の予算でも3億円計上ありました。そのときに実際に前年度の決算は1億8,000万

円ぐらいか、2億円弱だったと思います。今回は、見込みですけれども、4億8,000万円とかという話を聞いておりますけれども、そうした場合、この積算を目標をもう少し高め目標を掲げて、寄附金、ふるさと納税の寄附金事業をやればいいのかと思っています。最低でも今年は今の実績から申しますと4億円ぐらいの予算規模でも大丈夫かなと思っておりますが、その辺のお願いします。

まちづくり課長 令和2年度につきましては4億7,000万円から4億8,000万円を目標にしたいというようなところでは推移してきたんですけれども、何せこのふるさと納税につきましては、総務省のルールがまた途中で変わったり、あとは世の中の中のふるさと納税に対する流れというものがどこでどうなるかちょっと読めないところでもありましたので、まずは令和2年度と同じ目標額としては3億円とさせていただきたいと。ただ、3億円を超えて4億円、5億円に達する、令和2年度を超えるような努力は当然してまいりたいというふうに考えています。

8番 去年の予算編成でも随分無理な目標だなと思っていたんですけれども、実際にやってみるとこのコロナ禍の中においても、結構舟形町を思っているふるさとを応援してくれる方が全国的に多いのかなと感じております。そんな関係上、今課長から言われたとおり、3億円の目標を達成しても気を緩めることなく、100万円でも200万円でも高みを目指して一生懸命この活動に取り組んでいただきたい思います。その決意をお願いします。

町長 昨年も話題になった寄附金でございますけれども、やはり町税と同額、もしくはそれ以上の金額になるというふうなこともございますし、非常に町としてはうれしい収入でございますので、それを伸ばす努力はしていくところでありますが、やはりコロナで巣籠もりして、そういったところでふるさと納税が伸びているという要因も一つございます。さらに伸びている要因としましては、職員の方々が本当に金曜日の夜に残業をしながら、土曜日、日曜日にインターネット上でふるさとチョイスというそのホームページの上段に来るように、そういった操作をしながら、みんなから目につくような努力をしてもらっている状況、さらにはそのふるさと納税の返礼品についても魅力あるものというふうなことで努力していただいた結果でございます。そういったところでありますので、今後ともそういった職員と一丸となって、ふるさと納税の寄附金を伸ばしていきたいというふうに思いますので、ぜひ委員の皆様方からもふるさと納税をしていただけるような、そういった方々を紹介していただければというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 33ページの消防債になります。この中で480万円、消防用資機車購入事業債というふうな項目あります。これは予算の内示会のときに説明ありました非常用電源車両の購入事業と同じというふうな認識でよろしいのでしょうか。

総務課財政係長 委員お見込みのとおり、内示会の際にお話をしました非常用電源車両と同一の

ものでございます。以上です。

2 番 この非常用電源車両ですけれども、これは平時のときに消防用の資機車として使用するというふうなことだと今の答弁だと思うんですけれども、この非常用電源は、この車から何ワット取れるのか認識していれば教えていただきたいと思います。

住民税務課長 1,500ワットになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、一般会計歳入の質疑審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時00分 再開

委員長 会議を再開します。

一般会計歳出に入ります。

第1款議会費の読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第1款議会費の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第1款議会費について質疑、審査を終結いたします。

第2款総務費を審査します。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第2款総務費の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3 番 2-1-1、36ページ、37ページです。37ページの中ほどより上のほうに①消耗品費149万5,000円を計上しています。これの内訳をお聞きします。

総務課長 総務費の一般管理費の消耗品の内訳でございますけれども、用紙関係の事務用品関係で70万円、県条例の追録関係が50万円、新聞代等で29万1,000円ということで計上してございます。

3 番 事務用品と、2つ目に言われました、ちょっともう一度お願いしたいと思います。

総務課長 県条例の追録代です。県の条例等が改正になった場合、町のほうで補完している条例等の加除、新しいものに変更するというふうなものがございまして、そちらのほうの経費

というふうになります。

3番 県条例の追録のやつって果たして消耗品で処理してもいいのかなと、処理しているんでいいんだろうとも思うですけども、非常にちょっとあやふやなところがあります。この1-1に限らず、各款の目を見ますと、この需用費の中で消耗品費というのはほとんど出ています。金額に関しても数千円から数百万円、例えば2-1-10の行政システム事業なんていうのは453万9,000円の消耗品費を計上しています。非常に全面に関して質問するのもちっと大変だなと思ひまして、できればこの例えば30万円以上の消耗品に関して、各款の目のところにある消耗品費30万円以上に関して、できれば何か書いたもので出していただきたいなというふうに思うんですけども、そこら辺は無理なんでしょうか。

総務課長 消耗品の概要というふうなことでのご質問かというふうに思いますけれども、なかなかそういったところを詳細にお示しすることが難しいというふうな内容になるかというふうに思います。消耗品に関しては、ただいま申し上げたとおり、コピー用紙をはじめ、様々な職員が使う事務用品から先ほど申し上げた県条例等というふうなことで、様々な機関誌であったりとか、そういったものも含めての経費というふうなことで、さらには各事業ごとに必要な消耗品というふうなことではそれぞれがあるというふうに思いますので、これを示すというふうなことはなかなか難しいというふうに考えてございます。

3番 金額は別にして、その項目だけでもお示ししていただきたいなというふうに思うんです。というのは、昨年の決算のときだと思ったんですけども、果たしてその消耗品で処理していいものなのか、備品で処理すべきでないのかなというようなのが結構混在していたような気がします。そこら辺のちょっと確認したいところもありますので、できれば金額は別にして、消耗品に何を該当させているのか、確認したいところがあるので、そこら辺も無理なんでしょうか。

総務課長 それでは、なかなか先ほどから難しというふうなお話しがちょっとしていないんですけども、具体的に消耗品というふうなものの定義をお話しさせていただいて、ご理解をいただきたいというふうに思います。いわゆる備品と言われるものは、やっぱり複数年長く使えるような机とか、椅子、こういったものになると思いますので、それ以外で先ほど申し上げた用紙であったり、鉛筆であったり、スタンプ台、ボールペン、こういったものが含まれるというふうなことでございますので、これを詳細にお示するというふうなところから先ほどから申し上げているとおり、難しいものであるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

2番 39ページの財産管理費の内訳です。41ページの内訳の中でですけども、庁舎警備委託料今年度97万7,000円の当初から350%の増というふうな金額で341万9,000円となっています。

この内容の説明をお願いいたします。

総務課長 庁舎警備委託料につきましては、令和2年度当初予算の編成時では、シルバー人材センターのほうに宿、日直等の業務をお願いしてございました関係上、当初予算でその予算で計上させていただきましたが、補正で計上してございますが、令和2年当初から警備会社のほうに委託先を変えたというふうなことでございます。令和3年度については、警備会社の委託料ということで、341万9,000円を計上しているというふうなことで、委託先を変更しているというふうなことでございますので、以上でございます。

2番 外部に委託したのは、私も認識しているんですけども、これはいろいろな警備保障会社さんあるかと思うんですけども、その辺は見比べといたしますか、見積もりをしてもらって今の警備保障会社さんですか、に選定したのかどうなのかお聞きしたいと思います。

総務課長 まず、過去からの経緯になるんですけども、役場庁舎の警備というふうなことで、庁舎全体の警備を委託しているところがアルソックさんというふうなことでございますので、宿、日直業務につきましても併せてその警備会社さんでお願いをするというふうなことでございましたので、見積もりというふうなことよりは、既存の施設の庁舎の警備会社さんのほうに見積もりをいただいての警備をお願いするというふうな形でございます。

2番 やはり同じ庁舎の中で2つの警備会社あるのもちょっと変だと思うんですけども、民間の今警備会社に委託して、今月末ではぼ1年近くなるかと思うんですけども、その外部に委託したことによって役場の職員さん、あるいは町民の皆さんからの要望なり、クレームなり、内容があったのかないのかお聞きしたいと思います。

総務課長 人事異動で4月に総務課長を拝命してから、約11か月ほど経過しますが、この間、警備保障会社さんのほうに委託先を変更して、町民の方々からの苦情であったり、そのほかの業者さんからの苦情というふうなものは聞いてございません。適正に戸籍等の事務であったり、庁舎の警備であったりちというようなものを執行していただいているものと理解してございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 48ページ、49ページ、2款15項危険ブロック等撤去補助金100万円とありますけれども、これは産業振興のほうで現地視察させていただきましたけれども、何人か申込みがあつてこの100万円と出ていると思うんですけども、何件か申込みあるのでしょうか。

地域整備課長 現在危険ブロックにつきましては、申込みというか相談段階なんですけれども、1件のみとなっております。予算につきましては、1か所当たり10万円で、期待を込めて10か所分という形で上げているところでございます。以上です。

4番 ということはまだ申込み段階で、相談段階で1件、あの現状を見たときにやっぱり大変危ないなという思いでおりますので、ぜひもっともっと周知活動をしていただいて、撤去の方

向に向くように頑張っていたきたいと思います。

地域整備課長 広報等での周知、あとは個別でのお願いというかそういう形でもこれからやっていかなければならないのかなということで検討しているところでございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1 番 40ページの6 まちづくり推進費の41ページの18負担金補助及び交付金の3 番地域おこし協力隊事業でありますけれども、舟形町は今地域おこし協力隊の在籍はないんですけれども、どのような形で今年度進めて、来ていただけるような項目になっているのか、その点をお聞かせください。

まちづくり課長 地域おこし協力隊についてです。令和2年度については、残念ながらゼロ人ということでした。令和2年度から令和3年度もそうなんですが、まずはジョインといった地域おこし協力隊の募集を掲載できるホームページのほうには現在も載せていて、令和3年も引き続き載せていこうというふうに考えています。あと、定住移住の相談会、そういったところに行ったときも、地域おこし協力隊のPRもさせてもらっている状況です。これも令和3年度について引き続きやっていきたいというふうに考えています。

令和2年度から令和3年度についてなんですが、令和2年度に、やはり地域おこし協力隊は3年間、1年ごとの最長3年いられるということなんですが、その後の定住をやはり目的の中には大きな部分を占めております。ですので、定住していただけるように令和2年については大きく5つのテーマを各課からご提案いただいってつくっております。これも引き続き令和3年度も引き続きテーマ型、こういった募集内容だと3年後に定住、生活していけますよといった内容ですので、引き続き令和3年度も続けてまいりたいと考えています。以上です。

1 番 この地域おこし協力隊の発足というのは2009年度、都市部の若者が地方へと定住、移住を図るという取組で始めたわけですがけれども、今年度の2021年度より、国のほうで地域プロジェクトマネジャーという仕組みを導入するようでございます。やはり地域おこし協力隊というと、年間の所得的なものの制限が低いということもありまして、なかなか20代、30代の応募がほぼほぼで、やっぱり30代から50代とかとなってしまうと、その金額では地方にはという形であると思いますので、今年度地域プロジェクトマネジャー制度という形では、1人当たり650万円という枠ですと、そういった20代、30代ではない、30代、40代のキャリア世代も対象になるのかなと考えております。今回は、提示されておられませんけれども、この地域プロジェクトマネジャーとは多分ご存じだとは思いますがけれども、ブリッジ人材という形で国としては地域のまちおこしに特化したもので制度的なものをつくり上げたと思いますけれども、町としてどういうふうな人材、例えば縄文の女神を母体にするまちづくりをする人とか、そういう項目があるのか、それとも町ではどういう人材を募集していきたいのか、その

点も踏まえお聞かせください。

まちづくり課長 ただいま質問ございました地域プロジェクトマネジャーについてなんですが、これについては2月の新聞のほうに掲載がありましたので、私も目を通しておりました。これについては、採用の定員が1市町村当たりまずは1人だといったことが条件になっております。650万円を上限に特交で人件費を支援しますよといった内容なんですけれども、まずは、町のほうでこういった人材に欲しいかというのはちょっと現在のところまず最初は地域おこし協力隊の募集をちょっと優先したいなというふうに考えていたものですから、まずは地域おこし協力隊があって、その後にプロジェクトマネジャーかなというイメージを持っていたところです。以上です。

1 番 やっぱ日本全国で地域、地方というのがどんどん若い世代が都市部のほうに行って、地域を一生懸命考えてくれるような人材が少ないような状況にありますので、やはり今までの地域協力隊とは違った即戦力のある人をこれは定住を目的としたような考えでありますので、その金額に見合ったレベルの高い人材を呼び込めるのかなと考えております。今後の課題ではありますけれども、やはりキャリアや能力、そういうことも踏まえて、やはり舟形に特化したブリッジ人材を募集するような形でお願いしたいと思っておりますけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

まちづくり課長 そうですね、町のやはりプロジェクト、いろいろなプロジェクトがあるんですが、それをマネジメントできる今叶内委員がおっしゃいましたブリッジ人材、これが地域には不足しているところが全国多分あると思います。舟形町についても今後こういった人材かというのをまずは明確に検討していきながら、こういった人材の必要性を検討していきたいというふうには考えています。やはり町外からの人材の活用というのは地域おこし協力隊を含め、重要なことだとは考えておりますので、今後こういった人材が必要かというところからまずは考えていきたいというふうに思っています。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3 番 52、53ページ、2－1－19地域交流センター管理費でございます。この中で環境整備委託料、昨年より24万6,000円増額して、今回68万6,000円計上しています。増やした内容についてお伺いします。

まちづくり課長 これにつきましては、環境整備、長沢中学校の周辺の草刈りを今までは賃金等でお支払いをしていたんですが、来年度からはシルバー人材センターのほうに委託というふうに考えておったものです。以上です。

3 番 今までは賃金でお支払いしているということは、その賃金をお支払いしていた方々はこういった方々でしょうか。

まちづくり課長 長沢交流センターについては、長沢地区の方をお願いしておりました。それを

シルバーを通して委託料という形でお支払いするものです。なお、この環境整備委託料については、長沢交流センターだけではなくて、富長交流センターのグラウンドの除草と、あとはのり面の除草等も入っているものです。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

4番 44ページ、45ページ、一番上の段の真ん中で、新庄最上地元大学推進コンソーシアム負担金とありますけれども、これはこのたびできるような専門職大学に対する念頭に置いた事業なんでしょうか。

まちづくり課長 ただいまご質問にございました新庄最上地元大学推進コンソーシアム、これにつきましては、最上地域の若者の定住を目的にした取組で、学校、企業、あとは行政、自治体等が入って、地元をまずは知っていただくといった取組でございます。ですので、農林業専門職大学とはまた別の目的の協議会であります。

4番 そうすると、これは定住、主な目的が定住ということで、ただ、ここさ大学と書かれているものだから、やはり俺だけなのかな、勘違いするのは。やはり専門職大学のこれから来るという認識がありますので、そういうものと違うという認識ということで分かりました。

委員長 答弁はよろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

5番 45ページになります。2-1-7、45ページの3番目、政策推進事業、この一番下のほうに最上地域政策研究所市町村協議会負担金、これが20万円になっています。これはどのような内容の協議会でしょうか。

まちづくり課長 この協議会については市町村の職員、基本的には若手職員を各市町村から1名、もしくは2名ほど出しています。そこに県の最上総合支所の県の職員の若手の方も何名か入って、政策の企画立案について研修を行って、そこで何か1つでも政策の企画ができたかなというようなことで研修する協議会であります。これについては、すみません。平成24年から始まっているものです。以上です。

5番 そうするとこの負担金というのは毎年変わるんですか、同じですか。

まちづくり課長 負担金はここ数年毎年同じ金額となっております。

5番 今年、今回20万円の負担金、昨年、2年度も20万円の負担金、これ3月補正で15万円補正しています。そうすると、これ何、開催されなかったと、そういうふうなことでよろしいんですか。

まちづくり課長 令和2年度については、やはりコロナの影響があります。令和2年度の事業としては、東京のほうの地域活性化センターという財団法人があるんですが、そこに委託をして研修に行くといった事業を立てておりました。それが全くちよっとなくなったといったことで20万円の負担金だったんですが、実際かかるのは5万円で済んだものですからということで15万円の減をさせていただいたという経過になります。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1 番 また先ほどと同じ40ページの6のまちづくり推進費でありますけれども、次のページ43ページの6の地域づくり支援事業ですけれども、この除雪機購入費補助金とありますけれども、私の一般質問の後の話ですけれども、先日は町内の除雪機販売会社の利用促進を通して、町内の購買促進及び経済の活性化を図るという事業でございますけれども、先週の金曜日に山新のチラシのほうに新庄市の業者さんが販売所を舟形町に置きまして、補助最高20万円という形がチラシで載ったわけですが、やはり違法ではないと思いますけれども、地域促進を通してという形での補助金と聞きましたけれども、事業所があればできるのであれば、やはりほかの事業者さんとかもそういうことをきた場合に、この町内に住所を有する方は町内事業所を有する事業者という形になってしまうのであれば、その辺改正とかそういうのを考えとかないのか、ちょっとその点お聞かせください。

まちづくり課長 令和2年度の現行の要項については、町内業者といったところがあります。ですので、この前私もちょっとチラシを拝見させていただいたんですが、町内に事業所、登記しております。町内業者さんということが分かりますので、令和2年度の要項については該当になると。そもそも先ほどの先日の補正のときだったと思うんですが、この要項ができたときには、国の経済対策といった流れの中でこの要項もそれを受けて町内の企業の景気対策プラス自助・公助の推進といった2つの面を合わせてつくった要項であります。ただ、今叶内委員の質問にありましたように、令和3年度については、その要項について一部内容をちょっと検討していくといった町長から指示がありますので、今検討しているところでございます。以上です。

1 番 先日、町長のほうからも堀内のほうでロータリーでは、排雪の処分等できないということで、バックホーだったりショベル等の大型機種も買われる方もいらっしゃると思います。やはりこの要件というのは小型除雪機という制限とあと農業のアタッチメントという形になりますけれども、検討を加えるならば、やはりそういった除雪に対するものなので、もうちょっと大きく捉えていただければいいのかなと思いますので、その点、答えだけお願いします。

まちづくり課長 この2月の上旬、大雪のときに、町長からの指示もありまして「現場を見に行つて来い」と、私、職員と実際松橋のところまで行ってきました。やはり小型除雪機では無理だというふうに率直な感想であります。ですので、そういったところも含めて、地域が一律の状況ではないといった状況も含めて検討するようにという指示が町長から受けておりますので、ちょっと詳しいところはここではちょっとまだ明言できないんですが、そういったことも含めて今後検討してまいりたいというふうに考えています。以上です。

1 番 やはり舟形町内といっても、やっぱり堀内から長沢までとすごい長い区間でありまして、堀内方面にしてみれば、やっぱり肘折に近いという形で大雪が想定されるわけですので、今

年度だけが豪雪ではなくて、今後も温暖化とともに豪雪という形が年々増えてくると思いますので、やはりそういった柔軟な対応でやはりそういう緩和できるようなことは緩和しながら進めていってもらいたいと思います。答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 私も今の除雪機購入補助金について質問いたします。町の役場のほうでは、各地区の積雪量ですか、それを毎日測って各地区の雪がどのくらいあるか認識しているかと思うんですけれども、ちょっと自分なりに分析してみました。このグラフですけれども、一番上が今年度の12月から今現在の雪の量です。赤が今叶内委員からも話がありましたけれども、西又での観測地点です。昨年でも小雪だったんですけれども、この赤い線が西又、一昨年も赤い線が西又ということで、皆さん認識しているかと思うんですけれども、西又、松橋地区は、ほかの地区より多いというふうな認識だと思いますので、その辺の補助金の対象ですか、これはやっぱり町内一律じゃなくて、ある程度平均で1.5メートルを超えたら別の補助内容があるよというふうな分類の仕方があったほうがより町民に対していいのではないのかなと思いますけれども、その辺の考え方を再度お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 町長ともそういった内容も含めてこの冬ちょっと意見を書かせていただいたところであります。やはり地区が全て同じ状況ではないということです。先ほど申し上げたんですが、ちょっとかなりの積雪で、小型除雪機では私もちょっと無理だという感想と、同じ町に住んでいて、この雪というのは本当に毎年のことです。これは必ず克服していただかねばならないものだというふうに感じています。克服するためにはどうやっていいのかといったものを今荒澤委員からいただいたご意見を、貴重なご意見として受け止めてさせていただいて、今後町長とも検討、相談してまいりたいと思います。以上です。

2番 やはり私の住んでいる堀内地区は、雪にしろ、夏場の山に近いというふうな皆さんのところとは条件が少し違うところはあるかと思うんですけれども、やはり山、僻地、交通の便が悪いというふうなところから少しでも住民の皆さんが離れないような策をぜひ考えていただきたいと思います。以上です。

委員長 答弁は。ほかに質疑ありませんか。

4番 48ページ、49ページ、2款1項15在来工法住宅建築リフォーム補助金、1,900万円ありますけれども、これ何件を予定してこの金額になったのか分かるのであれば教えてください。

地域整備課長 今年度の実績を鑑みまして、30件程度を見込んでおります。以上です。

4番 30件、結構な数なわけですが、これたしか町内の大工さんとかが施工したときと、町外の工務店、また大工さんがやった場合、たしか補助率が違ったような気がしたんですけれども、同じじゃなかったと思うんですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

地域整備課長 今回の予算策定するに当たりまして、県のほうのリフォーム関係の補助金の制度

が変わるような計画を取っておりまして、それに合わせて今回予算策定をしたところです。変更といたしましては、リフォーム関係の制度の整理という形でリフォーム補助金については、率を上げる。例えば単価一般世帯でありますと、今10%で上限30万円なんですけれども、それを10%から20%に上げまして、上限を逆に24万円に下げる。あと県産木材の使用の工法と、空き家活用については廃止になるような形で制度が計画されているようなところでございます。それで、町内業者という部分については、今まであったんですけれども、それにつきましては今のところ計画には予算措置には反映させていないところでございます。

ちなみに県のほうでは県内の業者、県内大工、工務店が工事するリフォーム、新築を支援するという制度でリフォーム支援をしているところでございます。以上です。

4 番 今の説明だと、何か撤廃されたような、県は分かります。県内、やっぱり他県から来るというのはちょっと違うのかなという思いもありますけれども、まず、町だけでなく、市町村をまたいで来ていただく大工さんの数もかなり激減してきているわけです。今後ますますそれは加速されるわけですし、また、舟形町に移住していただいている方もいらっしゃるわけですね、そういう方々にとっては元住んでいた地区の大工さんとか、親戚がいるとか、工務店の親戚があるとかって、そういうものもあるわけですので、やっぱりそこはもうフラットにすべきだと私は思っておりますので、そうなっているような答弁だったので、安心しましたので、これで結構です。

委員長 答弁は。

地域整備課長 すみません。リフォームの補助金、在来工法につきましては、町の補助金については、町内業者のみと今のところになっておりまして、県の補助金につきましては、県内業者という形になっております。県の制度がこれから変わる予定になっておりますので、そこら辺の状況を見定めつつ、上司と相談しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

委員長 小国浩文君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許可します。

4 番 今答弁いただいたわけですが、舟形町、さっき私が質問したのはそこだったんです、疑問は。そこを何とか、県の要項も変わるのであれば、やはりさっきも言ったとおり、大工さんの数も減ってきて、年々減ってきているわけです。その中でやっぱり他の市町村から舟形町に来てくださっている方もいるわけですから、その辺をもう少し勘案していただいて、検討の対象にさせていただきたいと思います。

地域整備課長 状況を確認しながら上司と相談しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9 番 前に戻って申し訳ありません。36ページ、37ページです。これは2-1-1、37ページの右3番目、総務一般管理事業の中で、上から1、2、3、6行目に臨時運転手報償費32万円

計上になってございますが、この報償費というのはどなたといいますか、こういった方の報償費なんでしょうか。

総務課長 主に町長の運転手の方を想定してございます。

9 番 多分そうだったんですけども、ここで臨時ということで、今冬期間ですか、ちょっと私は契約の内容は分からないんですけども、前の方来ていますけれども、夏場にはまた別の方がやっているということで、何でああいうふうなのかなと、何でというのはあれだけけれども、固定した町長の運転手さんというのを採用はできないんでしょうか。うまくつながっていればいいんですけども、突発的に町長なんか忙しいからちょっとどこに、どこかどこかという急なときもあるでしょうから、そのあたりしっかりした固定した方を決めておかないと、いざというときに対応できなくなってしまう。いざというときは総務課の職員がやっているような場面も見受けられますが、何でというのはあれだけけれども、町長の固定の専属の運転手さんを採用していないのか、できないのかお伺いします。

総務課長 本来であれば、今委員ご質問のご指摘のとおり、固定をして雇用していきたいというふうなところがございますけれども、なかなかそういう適任の方が夏期間いらっしゃらないというふうなことがございまして、冬期間になればその適任の方がまたできるというふうなことで、無理をお願いして運転をお願いしている現状でございます。できるのであれば通年を通して町長の安全な運行のために雇用をしていきたいというふうに思っているところでございます。なかなか適任の方がいないというふうなことが現状の課題でございます。以上です。

9 番 内容は分かりますけれども、そうしますと、この令和3年度のこの予算に上げている32万円というのは4月1日からですから、夏分の方の臨時の方ということで、冬期の人は3月で辞めると、夏分のこの32万円をお支払いされる方はもう確定していると、決まっていないの。何で決まらないんでしょうかね。町長は嫌われているんでしょうかね。町長が難しいことを言うから運転手が見つからないのか、そのあたりやっぱりきちんと固定した方をつけたほうが町長も動きやすいんじゃないですか、そのあたり、町長、どうですか。

総務課長 今委員ご指摘のとおりでございます。まず、町長の命をまず大前提に、安全に運行していただけるそういった運転技能をお持ちの方を通年で雇用していきたいというふうに念頭考えてございますけれども、通年でそういうふうをお願いできる方が今のところは見当たらないというふうな現状でございますので、まだ決まってはいませんけれども、今年度の状況を踏まえてまた4月から対応していきたいというふうに考えてございます。

町長 私の不徳の致すところかなというふうに思っております。妙なところがこまいものですから、嫌われているのかなというふうに思いますが、できるだけ私も同じ方がずっと運転をしていただけるというのが非常にありがたいというふうに思いますので、総務課長のほうにお

願しながら、運転手をやっていただける方を探していただきたいというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑。

8番 今の町長の考え、総務課長の考えをお聞きしながら、私なりにちょっと考えました。町長の命と安全を第一主義に考えるとすれば、今の臨時職員の給料が安いから固定しないのかなと、私、一番感じました。ただ、今の町の財政から見るとなかなかそう簡単に行かない点も多々あると思いますけれども、その辺のバランスをしっかりと取りながら、今後の予算につないでいただきたいと思います。終わり。

委員長 答弁はいいですか。ほかに質疑はありませんか。

2番 41ページの空き家について質問をいたします。来年度800万円というふうな予算がついています。今年度900万円で9月定例会の危険管理不全な状態の空き家ですか、それが50件というふうな回答があったんですけれども、今現在はどのような数字になっているのかお聞きします。

住民税務課長 現在空き家につきましては、程度によりますが87件ほどございます。危険空き家につきましては、うち8件というふうに把握してございます。来年度につきましては、要項のほうを変えまして、住宅はそのまま上限100万円、小屋のほうを30万円ということで考えてございます。現在のところ、舟形地区1件、長沢地区1件、堀内地区1件の解体の相談を受けており、雪が消え次第進めてまいりたいと思っております。

2番 危険な空き家に関しましては、見た目、景観もかなりまずいんですけれども、隣に住んでいる方からの多分苦情もあるかと思うんですけれども、この雪、あるいは強風でトタン屋根が隣の屋敷に飛んできて、除雪のときに機械に絡まったとか、いろいろな心配事、あるいは困り事があるようですので、その辺は役場のほうで把握しているのかどうかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 何件かは把握してございます。それで、1件につきましては、親戚の方が私どもに直接そうなんですけれども電話をかけて、解体したらいいのではないかとことを進言しましたが、年金暮らしで予算がないとかといったようなお答えの家もございますし、あとは被災した家につきましては、相続放棄なされて誰も相続権を持っている方がいないという空き家もございますので、その辺の解体については、今後検討してまいりたいと思います。

2番 やはり空き家そのものの解体が進めば、一番いいんでしょうけれども、なかなか進まないというふうな難しい問題もあるかと思しますので、近くの隣近所、その辺の少し声がけ、あるいは困り事相談じゃないんですけれども、その辺も少しアンテナを高くして、今まで以上に情報を隣近所の声ですか、それを聞いていただきたいと思いますけれども、いま一度よろしく願います。答弁のほうです。

住民税務課長 トタンが飛散してという相談につきましては1件ございます。空き家を確認しに行く際につきましても、ちょっと隣近所のほうを再度これから確認していきたいと思います。

委員長 暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時54分 再開

委員長 再開します。

ここで、午後1時まで休憩とします。

午前11時55分 休憩

午後 1時15分 再開

委員長 再開します。

引き続き総務費を審査します。

質疑はございませんか。

5番 それでは、53ページになります。2-1-20ふるさとづくり応援事業費、下から3行目のほうに寄附者交流事業委託料277万円ありますけれども、これは令和2年度もふるさと納税が3億円から4億7,000万円に増えたというふうなことで、非常にありがたいなというふうに思っておるわけですが、1.5倍になっているわけです。そういうふうなことを考えれば、この寄附者というのは人数が増えたのか、あるいはまた1人の人の金額が増加したのか、これどちらでしょうか。

まちづくり課長 ただいまのご質問にお答えします。寄附者の交流事業の委託料なんですが、これは人数を増やして計算を積算したところです。

5番 人数増やしたのはいいんですけども、この3億円を想定しての金額じゃないんですかということです。

まちづくり課長 これにつきましては、寄附が全体的に増えた、減ったというのは関係なくて、人数を何人というふうなことでこちらで会場の大きさもあるものですから、その人数を決めて積算している委託料です。

5番 令和2年度の場合、大体寄付金額が1.5倍以上になっているわけです。そういうふうな中で1人の方の金額が増えて、この金額になったのか、あるいは寄附者の人数が増えてこのような金額になったのか、そうしたときの寄附者の人数、多分寄附者の人数が結構増えていると思うんです、想像するに、そういうふうになったときに、参加者を同人数で設定していると、今このような答弁ですけども、増えてきた場合にそういうふうなことができるんですかということです。

まちづくり課長 まず、1点、寄附金額が伸びているというのは、寄附者の人数が当然増えております。

あともう1点、寄附者の交流事業については、やはり会場の設定もあるものですから、こちらで希望というか、抽せんによってその会場に合う人数で制限させてもらっているところで

委員長 ほかにありませんか。

1番 48ページの15定住のやつで、49ページの負担のやつで、結婚サポートセンター業務委託料、昨年度と同じなんですけれども、これもコロナ禍という形ではありますけれども、報道等を見るとやはり婚活の事業というのは対面的な行事ができないという中でリモートの開催等をしているようですけれども、同じ計上とありますけれども、分かる範囲で結構ですけれども、今年度どういうふうな対策を話し合っているのか、その点をお聞かせください。

まちづくり課長 内容といたしましては、やはりコロナ禍でなかなかちょっと集まりができない状況でありました。これは令和2年度の内容です。令和3年度についてもなかなかコロナが終息をちょっと見通せない状況ではあるんですが、まず1つがサポートセンターへの委託料等も計上しております。内容については、サポートセンターへの委託、あとは婚活のイベント等があればそこにも補助金を出して支援をこれまで同様やっていきたいなというふうに考えているところです。以上です。

1番 委託先なので、中身についてまではちょっと分からないと思うんですけれども、やはり時代に沿ったような取組をして、やっぱり少しでも多くの結婚できるような体制づくりと、あとやはりまだ独身者でも登録していない方も結構いると思いますので、こういう機会ではありますけれども、何かリモート系のほうが人の参加率が多いという話も聞きますので、できればその点も強化しながら、1人でも多く結婚できるような取組をしていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 45ページの2-1-9生涯学習センターに関係した内容ですけれども、45ページのところに、中ほどで測量設計業務委託料319万円ですか、その内容を質問します。

まちづくり課長 これにつきましては、生涯学習センター、やはり年数がかなりたっておりまして、それに伴って外壁とか屋根、あとは体育館のボイラー等の修繕が必要になってきております。これが令和4年以降にそういった改修に入りたいなとこちらでは思っているものであります。それに基づいて設計業務委託料というのを計上したところです。以上です。

2番 これは生涯学習センターの外壁とボイラーと、すみません。もう1か所といいますか、すみません。修繕の内容をもう一度お願いします。

まちづくり課長 生涯学習センターの体育館も含まれます。外壁、屋根、あと体育館のボイラーの

更新、あとその他必要な改修等があればまたその設計の中でちょっと見ていきたいなと考えております。

委員長 そのほかにありませんか。

9 番 それでは、46ページ、47ページ、2－1－10総合行政システム事業で、1 番目の行政システム事業、ここに会計年度任用職員報酬、手当、費用弁償が計上になってございますが、予算書の後ろのほうの給与明細を見ると、令和3年度会計年度任用職員3名ほど増になるような予定になってございますが、新たにここに行政システムの仕事に1名増やすという計画なんでしょうか。配属はどこに1名ふえるんでしょうか。

総務課長 ただいまのご質問でございますけれども、まず、総合行政システム事業に計上してあります会計年度任用職員の報酬等でございますけれども、令和2年度では、総務費で措置してございました。これを令和3年度は総合行政システム事業のほうに予算を移しまして、こちらのほうで対応していくというふうなことでございます。

それから令和3年度で会計年度任用職員分というふうなことで134ページのほうで給与明細のほうを計上してございますけれども、令和3年度につきましては、当初予算ベースで令和2年度と比較しまして令和2年度については会計年度任用職員制度の初年度というふうなことで計上しました職員数としては46名分というふうなことでございました。今年度各課のほうから要求を聴取しまして、49名分を措置したところでございます。よりまして、総合行政システム分の経費についてはこれまでどおりの会計年度任用職員の方を配置しておりましたので、予算の区分を変えたというふうなことでございます。

9 番 そうしますとこの行政システムの事業については、予算のその計上の仕方が変わっただけであって、人数は増えていないと、ただし後ろの46から49というのは3名、令和3年度は増えるということなんでしょうか。それでこの令和2年度から続いているこの行政システムなんですけれども、今この方は総務課付なんですか、デジタル付なんですか。

総務課長 区分としましては、職員の配置としましては、総務課デジタルファースト推進室のほうで事務を担っていただいておりますので、デジタルファースト推進室のほうで勤務をしていただいております。

9 番 令和3年度で大きくこの一番下にもりますICTアドバイザリー云々事業委託料がございまして五百何がし、三百何がしかけて新たな5Gというんですか、それに取組もうとしておるようでございますが、この大きな事業に取り組むにも今の人数といいますか、今のデジタルの今この令和2年度から続いているこの方のその人数の中で十分にこの新しい事業がやっていけるということなんでしょうか。

デジタルファースト推進室長 令和2年度よりデジタルファースト推進室が設置されまして、一般職3名と会計年度任用職員1名の4名で推進室が開設されたところです。ご質問にあった

アドバイザーについては、こちら民間の業者に委託しながらアドバイスを受けながら事業を進めていくというものでして、令和2年度についてもアドバイザーについては委託して、民間の業者の力を借りてやっていたということです。5Gの技術を使って来年度計画を練っていこうという考えではございますが、どういう体制になるか分かりませんが、民間の方の力も借りて、あと会計年度任用職員もつけながら、やっていきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第2款総務費について質疑、審査を終結いたします。

次に、第3款民生費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第3款民生費の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番 66ページ、67ページ、2款1項すくすく赤ちゃん祝金250万円とありますが、これは新しい事業だと思うんですけども、内容について伺います。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。このすくすく赤ちゃん祝金につきましては、令和2年度まで子供養育支援金という事業で実施をしておった事業に変わるものです。子供養育支援金につきましては、新しく子供さんが生まれましたら、1人につき10万円をお祝いする中身で扶助費のほうで措置しておりましたが、今回ちょっと見直しをしまして、扶助費というよりも出産、誕生をお祝いするという意味合いが強いのではないかとということで、金額とか中身は同じなんですけれども、事業をすくすく赤ちゃん祝金ということでお祝いという意味合いを強くしまして、報償費のほうに措置するということで新しく事業をリニューアルしたものであります。以上です。

4番 ということは文言の改正ということで、やっていることは前の子供養育支援金と中身が同じということで理解してよろしいのでしょうか。だと思いますけれども、分かりました。答弁していただければありがたいですけれども。理解はしました。

健康福祉課長 議員お見込みのとおりでございます。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 62、63、3-1-1、63ページの光生園建設管理基金の償還補助金200万円、これはいつまでで完了するのでしょうか。

健康福祉課長 お答えしたいと思います。令和23年度で終わる予定でございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

9番 こまいことを言って申し訳ありませんが、70ページ、71、これは3－2－3、同じく3－2－4ですが、上のほうからまず3の子育て支援センターの上に授業目的公衆送信補償金、その下の児童福祉施設費の中にも一番下に同じ項目があります。金額は小さいんですが、これと同じように小学校費、中学校費にもございますね。これは内容は何なんでしょうか。

教育課長 この補償金につきましては、内容的には営利目的でない教育機関等において、著作物を授業等に利用する場合に補償金をまとめて支払うという代わりに著作物をインターネット送信できるという制度でございまして、令和2年度からスタートしたわけなんですけれども、令和2年度については、スタート当初ということで、この年度については無償ということの取扱いになっておりました。令和3年度から補償金を発生してくるということなんですけれども、先ほど質問の中でもおっしゃられたとおり、小学校費、中学校費、こちらのほうにも同様に計上してございますけれども、主に小学校、中学校費のほうで1人1台端末というものが整備されましたので、そういったインターネット配信をして、各児童生徒のタブレット等に配信をして、資料等を送るということに対してかかってくる補償費ということになるんですけれども、今回3款で出てきております保育所費、それから放課後児童対策事業費、こちらのほうにも計上はしてございますけれども、一応単価設定のほうがされているということで計上してあるんですけれども、今後その保育の中で、もしくは放課後児童の見守りの中で、こういったところが出てくる可能性があるということで、こちらの事業については計上させていただいたという中身でございます。

この制度によって、新聞とか、小説であったり、辞書とか、写真、それから絵画、地図、それから楽譜などを様々な著作物があるわけなんですけど、教員等が授業の中で教材として利用して、各児童生徒のほうに送る、配信するということを想定した補償金になります。以上です。

9番 大体分かったんですけれども、ちょっとまだ理解できないんですけども、そうしますとこのここと言うと9,000円なり、5,000円なり、小中学校で2万円ほど発生しますが、これはどこにお支払いすることになるわけなんですか。

教育課長 この制度を取りまとめております一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会というところが設立されておまして、そちらのほうにお支払いする形になります。

9番 あまり聞き慣れないあれなんだけれども、例えばこれ払わなかったら何か罰則とか何かあるの。著作権何とかとかというのに縛られるのかな。そういう縛りがある制度何ですか。

教育課長 これまで著作物の利用については、いろいろと学校の先生が紙媒体で著作物の一部をコピーして授業に使うというところは無償で認められているところでしたけれども、インターネット等で子供たちに送信するというようなところが今後増えて来ということもあります。それから、これまでもそういった著作物の権利に対してすごく侵害されていたというよ

うな経過があったようで、それに対して補償金を今まで払うべき補償金が支払われていないというような現状があったために、こういう制度が今回創設されたということと捉えておりますけれども、これに対して罰則規定というところは現状把握しておりませんけれども、適正な著作物の利用をするようにというような通達に基づいて今回予算計上させていただいたものです。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 70、71ページ、3－2－3保育所費の中で、71ページの保育用具購入費460万2,000円、これの内訳をお願いします。

教育課長 保育用具購入費の内訳ですけれども、厨房のほうにスチームコンベクションオーブンのほうを導入いたします。これの更新をいたします。これが約150万円程度、それから3歳、4歳、5歳児の椅子のほうも買い替えるということで、これが約120万円程度になります。それから今回子育て支援センター室というところを1歳児の保育のほうに改修することになっておりますけれども、それに伴って必要な備品等の整備、こちらのほうにも110万円程度、それから包丁、まな板等の殺菌庫、これも購入しまして、30万円程度といったところが主な内容でございます。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 3－1－5福祉のまち推進費が前年対比118%ということで伸びています。その内訳の中で寝たきり老人等介護用品支給扶助費ですか、これは前年度の予算書には載っていないんですけれども、これは新規の事業になるのか質問いたします。

健康福祉課長 お答えいたします。この寝たきり老人介護用品につきましては、寝たきりの方へのおむつ支給のおむつ代でございますけれども、令和2年度におきましては、目を介護保険事業のほうに措置してたものを今回高齢者の事業というようなことで、こちらのほうに目を変更して付け直したというふうなところです。新規事業ではございません。以上です。

2番 令和2年度の当初予算に対しての実績ですか、それを教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 お答えいたします。予算算定に当たりまして、今年度の実績を見込んで計算しておりまして、大体当初に令和2年度においては大体月12万円ぐらいの計算で予算措置をしておりまして、決算につきましても大体予算どおりということで月12万円ぐらいの支出になっておりまして、12万円から13万円ぐらいの支出で、14万円から15万円ぐらいの支出になる見込みでございます。

2番 じゃあこれは今年度の実績で今の説明だと12か月で140から150万円ほどになりますので、来年度もそのぐらいの予算を置いたというふうな認識でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 そのような見込みでございます。

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

3番 微々たる金額なんですけれども、70、71ページの保育所費で、71ページに補修用材料費と
いうようなこと5万円計上しています。平成30年度に4万5,000円、令和元年度で4万9,000
円、昨年5万円、今年5万円ということになっているんですけれども、この補修材料費、何
を補修する材料なのかお伺いします。

教育課長 こちらの材料費につきましては、砂場で扱う砂の購入を毎年行っておりまして、毎年
入れ替えて使っているところでございます。以上です。

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

2番 同じく68、69ページの保育所費です。69ページの一番下の工事請負費ですけれども、今年
度は保育所内の壁塗装修理、あるいは屋根の一部を改修するというふうな今年度の予算だっ
たと思うんですけれども、この工事は全て終了したのかどうか質問いたします。

教育課長 今年度当初で計画しておりました屋根及び壁の工事につきましては終了いたしました。
以上です。

2番 来年度では1,000円ですか、これは何の工事を予定しているのか質問いたします。

教育課長 来年度の工事内容ですけれども、1点目としては、現在支援センター室に使っており
ます部屋を保育のほうに改修するということで、そちらの部屋の改修費、トイレや洗面台等
の設置が必要になってきます。こちらの改修費で約450万円、それから厨房のほうのエアコン
設置、これに約170万円、それから水抜き栓の改修工事、これも約180万円、それから電話設
備の機器の更新、こちらのほうで約140万円、それから屋外への温水シャワー配管をするとい
うことで、約70万円、こちらが主な工事の内容になります。以上です。

2番 一番最初の支援センターの改修費450万円ですけれども、これは福祉避難所が完成したこ
とによって引っ越すのでその場所をまた別の目的で使うというふうな認識でよろしいでしょ
うか。

教育課長 お見込みのとおり、支援センターのほうが福祉避難所のほうに移行する計画でござい
ますので、それを踏まえて今回の部屋を保育用に改修するというものでございます。以上で
す。

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第3款民生費について質疑、審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため暫時休憩します。

午後 1時51分 休憩

午後 1時55分 再開

委員長 会議を再開します。

第4款衛生費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第4款衛生費の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番 72、73ページ、4－1－3診療所費で、73ページに医療機器整備事業補助金ということで937万円計上しています。今回整備する予定の医療機器は何でしょうか。

健康福祉課長 お答えいたします。この医療機器整備事業補助金につきましては、舟形クリニックがオープンする際に整えた備品について6年間にわたって分割して町で補助をするという内容ですので、令和3年度に新しく何かを入れるというものではなくて、今ある機器のリース代ということで毎年補助を6年間しているものの令和3年度分ということになります。以上です。

3番 6年間の補助、これは毎年違う金額の補助なんでしょうか。昨年と違う金額だと思いますけれども。

健康福祉課長 昨年度につきましては、消費税が10月からアップしたということで、その部分で金額が変わっております。以上です。

補足をさせていただきたいと思います。予算書の140ページ、141ページのほうに債務負担行為の調書がございますけれども、その一番下から2番目の舟形町地域医療体制構築医療機器整備補助事業（平成30年）の4,956万円、この部分がこの事業の中身になります。以上です。

3番 均等に補助して、昨年は消費税が上がったからと、昨年より今年下がっているんですけれども、ちょっとそこら辺、よく分からないんですけれども。

健康福祉課長 令和2年度と令和3年度で予算額については937万円で同額であります。また、債務負担行為の調書のほうの金額については、2か年分の金額がこちらに載っておりますので、その合計ということでご理解いただけたらいいのかなと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 74ページ、75ページ、4款1項6項斎場管理費、斎場運営事業の中で、修繕料230万5,000円とありますけれども、これは何を修繕したのかお聞かせください。

住民税務課長 修繕予定としましては、耐火台車ベッドの取り換え、2号炉のサイクロン集塵機の修繕、あとは突発的な修繕のため予算を計上してございます。

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

2番 74、75ページ、4－1－5の健康増進事業費が前年対比で540万円マイナスされています。その中で、各種検診委託料が570万円ほどマイナスになっていますけれども、これは委託料が下がったのでいいことなののでしょうか、逆に検診がされる方が低いというふうなところで見

積もって下がっているのか質問をいたします。

健康福祉課長 補正の間でもちょっとお話をさせていただいたと思うんですけども、人口減などの要素の推移を見て、あと今回は子宮がん、乳がんの分がないというふうなところを見まして、前年の予算よりはちょっと低めに今回は見積もって計上したというふうなところなんです。

2 番 今の答弁でもそうですけれども、前年比、少し少なめというふうな言葉だったんですけども、前年比33%減というのは、私にとってはかなり大きい数字ではないかなと認識していますけれども。

健康福祉課長 これも補正の段階でもお話をさせていただきましたけれども、ちょっとその人数の把握に令和2年度につきましても、その人口の減であるとか、そういった減少の部分について見込みが甘かったというふうなことでお話をさせていただきましたので、そこら辺については見込みが足りなかったということで申し訳なかったなというふうに思っております。そういったことで今回はより精査して、こういった数字にさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2 番 健康診断の中でも2年に1回の健康診断も明記されているわけですけども、例えば今年度当たり年の方が何らかの都合でできなかったとしたときですけども、それはまた2年後だよじゃなくて、去年できなかったんだったら今年やってくれというふうなプッシュの仕方もひとつの策だと思うんですけども、そういうふうな考え方はあるのかどうか教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 お答えいたします。今ご質問にあった内容の件につきましては、こちらから去年受けなかったけれども今年受けたいというふうな場合があった場合には、医療機関で受けていただいて、その分について補助するという形で対応を取っておりますので、そこら辺は去年受けなかった方についても働きかけは行っているところでございます。

委員長 そのほかに。

7 番 それでは、72ページ、4款1項2目予防費、73ページの予防接種事業1,128万円、これで全体のことについてお聞きしますけれども、全体といっても新型コロナですけども、昨今4番議員の一般質問等でもありましたけれども、4月1日からこの予算が可決されれば執行されるわけですけども、コロナのワクチンを打つのに希望者なり、希望者じゃない人なりのアンケートというんですか、希望調査というのを最初にやらなくちゃならないと思うんですけども、4月1日からやるつもりなのか分からないですけども、そういった動きというんですか、そういうものはこの予算の中でどういうふうに新型コロナワクチンに対処していくつもりなのか、質問させていただきます。

健康福祉課長 希望するしないにつきましては、今準備しております接種券のクーポン券の発送

の時期と合わせて行いたいというふうに考えております。

予算につきましては、昨日補正予算で計上していただきました予算を繰り越すというふうな形で新年度については対処していきたいと。

なお、3款ではないですけれども、2款のほうにワクチンの接種については計上してございまして、そちらのほうで委託料などがこれから実際接種をしてお医者さんのほうに支払う委託料というものが発生してきます。その分につきましては、新たに委託料のほうに2款のほうに予算措置をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

7番 そうしますと結局住民の方々の中ではやはりいつ始まるんだろうというんですか、要するにほかの町村では希望調査なり何なりがもう送られてきたよという話も聞こえてきたりしているわけですから、結局いつ最初の段階の希望調査というのをしていくのか、その表が、今準備中だということですからけれども、その発送の段階というのはいつ頃になるのか質問いたします。

健康福祉課長 先ほども申しましたけれども、クーポン券を3月の末に発送する予定になってございます。それと合わせて、そういった希望調査をしたいというふうに考えおります。

また、ワクチン接種のことにつきましては、いつからということはまだ今はっきりワクチンの関係もあって言えないんですけれども、3月中に発行される町の広報誌などについても住民の方には周知をしていきたいというふうに考えております。以上です。

7番 それでは、いち早く受けたいと思っている人がいるでしょうから、そういう65歳以上の方とかが最初に受けるんだと思うんですけれども、その中でも何か全協の中でとか、あるいは雑談の中で話になっているような、何かそういう受けるために必要な準備段階のことをやらなくちゃならないというようなことを言っていたような気がするんですけれども、そういうのはやる予定なんですか、つまり本当に打ち始める前に準備するために試験的にやってみたいな、そういうふうな、それはそういう確実なものじゃないんですけれども、そういうふうなものが必要なんですか。本当に町民に打つ前に、準備段階の接種みたいなのが必要なのかどうか質問いたします。

町長 ワクチンの供給体制については、いまだはっきりとしたことが明示されておりません。65歳以上、ざっと高齢化率が40%を超えておりますので、単純にしますと2,000人以上になるわけですから、そこを2,000人分を供給できるワクチンがいつどのくらい来るかということが明示されていない状況であります。したがって、その日程等については、なかなか町民の方々にも安心してこうですよというふうなことは今の段階では明示できない状況であります。

一方で予行練習のことだというふうに思いますが、3月26日に福祉避難所が竣工式を終えて、それから4月1日の開所に向けて準備を進めていくわけですから、3月27日に健康福祉

課の保健師さんたちを中心にしまして、先生も入れてになるかどうかはこれからなるかと思いますが、予行練習をまず1回目やってみるというふうなことで予定はしております。その後、もっと必要になるかどうかについては、恐らく現段階では県のほうから示されている期日でいきますと1箱ずつ各町村に配られてくるであろうというのがこの間も申し上げましたが4月26日の週というふうなことで言われておりますので、その4月26日の週以降にいつ入ってくるかというふうなことがまだ分からないんですが、それまでに何度か予行練習をする必要はあるのではないかとこのように考えております。

委員長 佐藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許可します。

7番 ありがとうございます。その予行練習のことでした。私うろ覚えだったんですけども、その予行練習でさえもぜひ65歳以上の方でやっていただきたいんです。というのは、私なんかまだそこまで年齢達していないですから、一番最後でいいと思っているんですけども、例えば役場職員とか、議員の皆さんが予行練習に参加してくださいってなったときに、その年齢に達していないものですから、やっぱりそれだって早く受けたい人にとってみれば、予行練習でさえも、やはり予行練習をしますから、最初に接種できる65歳以上の方に何名かお願いしますという、やっぱりその中でやっていただきたいなと思うんです。それが公平性だと私は思うんです。でないと、もう年齢に関係なく、もう受けてしまったなんて言われるのも私、嫌ですし、ぜひそこら辺のところ65歳以上の方でやってほしいなと思います。

町長 ちょっと誤解しているかなと、予行練習というのは、打つ真似をするとか、問診をするだけでございまして、実際に接種するわけではございませんので、その点はまずご理解をいただきたいというふうに思います。実際の予行練習につきまして、保健師さんのほうからちょっとだけお話を聞くと、やはり若い人とお年寄りの方では、問診をする際にも時間のかかり具合が違いうだろうというふうなことが想定されるというふうなことでございましたので、そういうことも含めて65歳以上のお年寄りの方々からもご協力いただきながら、そういう予行練習をやりたいというふうなことであります。先ほども言いましたとおり、予行練習で接種しませんので、その公平感は保たれるものだというふうに思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 72ページ、73ページ、ワクチンのことで、私、一般質問でちょっと聞き忘れたことが1個だけありますので、接種の順番が来ても、急にキャンセルになる場合は必ず出てくると思うんです。それが貴重なワクチンですので、世界で奪い合いまでになっているようなワクチンを無駄にしないためにも、急なキャンセルになったときの次の人への手当てというのもやっておられるのでしょうか。

健康福祉課長 お答えします。その点に関しましては、1瓶から6回分しか今取れないというこ

とでなっております。その点も今質問にあったように無駄にしないようにということで検討しております。具体的にこうというのはあれですけども、例えば高齢者の方ですと、付き添いで来ていただいた方などにもできるようなこととか、国のほうでやってもいいよという方法になると思いますけれども、そういったところの案を出して検討して、無駄にならないように対処したいというふうに考えています。

4 番 まさにこれが大事だと思うんです。順番だから、この人でないと受けられないよというのも分かります。これはその中で順番の中でやっていくしかないわけですが、急にキャンセルになって余ってもう使えないということだけはないように、臨機応変にこの辺はやっていただきたいと思います。

委員長 答弁は。ほかに質疑はありませんか。

9 番 せっかく今ワクチンの話が出たので、ちょっと予算書と離れますけれども、具体的にさっき課長がクーポンの話をしましたけれども、例えば私、65以上です。私のところにクーポンが来て、そのクーポンには何月何日から始まりますよという表示なんではないでしょうか、それで私が受け取ってじゃあ私の都合で何月何日がいいですということで予約をして、その予約した日に私が行って、接種をしてもらうという、そういう手はずなんではないでしょうか、そのあたり、まだ決まっていないかもしれませんが、どんな感じで想定しているのでしょうか。

健康福祉課長 お答えしたいと思います。今3月末に発送したいということで準備しているものにつきましては、今議員おっしゃられたように希望を取っていついつというふうな形で希望を取るような形で送りたいというふうに準備はしているところであります。ただ、今現在のところ、日程がちよっとワクチンの関係で決まっておりませんので、今現在ではいつからということはお答えできないんですけれども、さっき議員がおっしゃられた形で送りたいというふうには考えているところです。

9 番 まだ詳細は分かっているから答えられないのは当然ですけども、今課長の話だと、希望を取って送るという今話をしていますよね、そういうんじゃないですよね、65歳以上、ここに議長とか、私はずっといますけれども、この方々にクーポンが行くんじゃないですか、65歳以上の方、何月何日から何日までですよ。何日が都合よければ返事をくださいとか、そういうやり方じゃないの。

健康福祉課長 送ると言ったのは、クーポン券と一緒に希望しますか希望しませんかというのと、あといつからいつまでの間の希望しますかといったようなものを一緒に入れて65歳以上の人に全員に送ると。そしてそのアンケートについては、後日こちらに送っていただいて、それでこちらで集計をするというような形を考えております。

9 番 まだ決まっていないから何とも言えないんでしょうけれども、接種受けますか受けませんかという希望と、あといつ何日に希望しますかと、あんまりごちゃごちゃ書かれると、お年

寄りの方は混乱してしまうので、やって、65歳のこの人に行ったら、この人は何月何日いいですよと、保健士さんのほうに電話行って、それでチョンするように、行かなければその人は受けない、受ける希望じゃないということで、手順を幾らかでも簡素化していかないと、ちょっと混乱してしまうんじゃないかと思うんだけど、そのあたりまたこれから十分に話し合っていたきたいと思います。

委員長 答弁は。ほかに質疑はありませんか。

10番 今コロナのワクチンがかなり話題になっていますけれども、やっぱり今予算の審査ですの
で、ちょっと予算的なというか、本来であれば予防接種事業として、新型コロナのワクチン
の予防接種事業というようなことで、いろいろ予算化をすべきではないかなというふうに思
うです。今の段階では予防接種委託料云々というのは全体像が見えないわけですね。そうい
う意味でワクチン代は国から来るので無料というようなことですが、町として予防接
種をする、新型コロナワクチンの予防接種をする事業をこれから例えば人件費なり、クーポ
ン券の発送料ということがあると思うんですけれども、そういうものがこれから出てくるん
でしょうか、それとも、まず国なり、県なりのそれを委託されたものをやるだけだというこ
とで、そういうものがないのか、もしあるとすれば、ぜひこれからの補正でも表してもらい
たいというふうに思うんですよ。当然2月からかかっているわけですから、当初予算でも大
方のつかみというか、それなりでも1つの予算があってもよかったのかなというふうに思う
んですが、その辺いかがですか。

町長 当初予算に予算項目事業として実は起こしております、53ページをご覧いただきたいと
思います。52ページ、53ページのほうに2款1項の22目新型コロナウイルス感染症対策費新
型コロナウイルス感染対策費の事業としまして、感染予防対策事業と2番の新型コロナワクチン接
種対策事業というふうなことでここに事業を起こしてございます。ただ、当初予算の段階で、
3月の補正予算よりも早い締め切りというふうなことでありまして、タイムラグがあります
ので、その内容を見ますと、消耗品費、これは準備段階にかかるものというふうなこと、そ
れから2番目のワクチン接種対策事業については、消耗品とワクチン接種委託料については、
増目の1,000円を計上しているだけというふうなことになります。今10番委員さんからありま
したとおり、今後国のほうからの対策費、それから4月から実際に始まるかどうかというふ
うな3月からというふうなこともありましたので、3月の補正予算に計上すべきか当初予算
に計上すべきかというふうなことについては、各市町村で対応が分かれたところもあるん
ですが、町としましては、3月の補正予算で一部準備段階の補正をさせていただいて、当初予
算には今後ワクチン接種に係る先生の委託料等については、今後接種状況を見て、補正をさ
せていただきたいというふうに考えているところでございますので、まず、ここに計上され
ているというふうなことだけはお知りおきいただきたいなというふうに思います。

委員長 いいですか。そのほかに質疑はありませんか。

1 番 74ページの5の健康増進事業費の、75ページの健康増進事業の中でありますけれども、今回一番下の3行に、骨髄移植とがん検診助成金と禁煙外来治療費助成金とありますけれども、この中で禁煙外来治療費というものは、どういった体制でこの治療費というはどういうふうな工程で進んでいくのか、検診に行くのか、それとも何かかかった場合のものなのか、これ何人を対象にしているのかその辺をお聞かせください。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。禁煙外来治療費助成金に関しましては、たばこを止めたいということでお医者さんのほうに禁煙外来とありますけれども、そちらのほうにかかった場合、その費用について助成をするというふうな中身でございます。

1 番 これは助成ということで全額補填するという形なののでしょうか。

健康福祉課長 お答えします。2分の1の補助になってございます。

委員長 よろしいですか。そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第4款衛生費について質疑、審査を終結いたします。

次に、第5款労働費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第5款労働費の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第5款労働費について質疑、審査を終結いたします。

次に、第6款農林水産業費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2 番 84、85ページ、6-1-10農村環境改善センターの管理費ですか、これが前年対比293万8,000円増になっています。その中で、⑥の修繕料、これも令和2年が70万900円ですか、それから331万8,000円と大幅に増になっていますけれども、この内容をお聞きいたします。

まちづくり課長 それでは1点目の修繕料です。やはり今年の大雪でグラウンドのバックネットの上の部分、これが雪で曲がっていたり、この施設も建設されてからかなり長い年数たっておりますので、館内の誘導灯のちょっと電気が切れたり、そういった部分がありますので、緊急な修繕に対応プラスもう既に修繕しなければならないものも含めて多めに令和3年度に

については修繕料を多めに計上したところです。

2番 あと今感染症対策で、農村環境センター、それ今工事に入っているようですけども、ちょっと私の認識不足だったかどうかあれですけども、トイレのほうも大分きれいにしてもらっています。その中で、男子トイレのほうですけども、これは押しボタンの水洗ですか。あれはそのままなのか、あるいは自動で流れるように改修されるのかどうか、この1点をお聞きいたします。

総務課長 農村環境改善センターのトイレの男子便所のほうの水洗化でございますけれども、今年度の臨時交付金を活用した事業をもちまして、男子便所もセンサーで水が流れるような工事を発注済みでございますので、今年度中に完成をする見込みでございます。これは1階、2階とも施工する予定でございます。

2番 ちょっとこの間、センターに行って、トイレの中を眺めてきたんですけども、便座のほうはきれいになっているんですけども、男子トイレのほうは発注後で、これから工事にかかるというふうな認識でよろしいですか。

総務課長 臨時交付金を活用した事業につきましては、男子小便器のほうの自動水洗化ということでボタン式でなく、非接触型の水が流れる改修というふうなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 82ページ、83ページ、東北農林専門大学校プロジェクトの事業についてお聞きしたいと思います。昨日、一般質問の中で荒澤議員から質問がありましたけれども、その中で、やはり1学級40人、4年だと160名になるのかな、そこに住む方が新庄市では応援しないというような話も伺っております。これで今回20万円という調査費程度の金額だと思いますけれども、それを受け入れるためにまず公費で子育て支援みたいなのを建てるのではなく、空き家とか、あと民間の方から住宅を建てていただいて、この専門大学生を舟形町に引っ張ってくるという考えだと思いますけれども、その辺については民間とか、空き家などを活用してやっていくという考えで町長よろしいんでしょうか。

町長 荒澤委員の一般質問にもお答えしましたが、まずは、どういう形がいいのかというふうなことで、いろいろな想定を排除しないで全てのことがどういったことができるかというふうなことを職員の中でまず検討していただいて、さらにその検討していただいた内容を詰めていって、令和6年度4月以降に開校する予定の専門職大学の学生君たちを迎え入れる、そういうことに努力してまいりたいというふうに思っております。

4番 そういうふうにやっぱり今回はすごいビックチャンスなのかなと、舟形町にとっては。やはりそれだけの人数最上郡の中で奪い合うのではなく、ほかから来た方々を舟形町へ迎え入れるためにも積極的にここに携わっていただきたいという思いで質問をしております。そう

いう思いで、とにかく民間とか、空き家とかを町に負担のかからないやり方でやっていただきたいと思います。

委員長 答弁は。

町長 そのようにしたいというふうに思いますが、やはり何らかの町としての支援も必要かというふうには思います。あと新庄市の議会での新庄市長の答弁の記事をお伺いしますと、専門職大学に当初はそんなに新庄市として取り組まないというような話があったようでございますが、議会のほうの答弁を見ますと、バス路線の変更及び空き家等の改修等も含め、市としてもそこに協力をしていくというような発言があったようでございますので、そこら辺を注視しながら町としてできることを努めてまいりたいというふうに思っております。

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

1番 84ページの11体験実習館管理運営費の85ページでありますけれども、管理委託料という形でありますけれども、今のNPO法人さんのほうが多分令和3年度での任期というか、契約期間だと思いますけれども、ここがまだ継続するのかは分かりませんが、そのするかしないかと、もししない場合に対しますと、次の商工でも出てきますけれども、ヒストリックカーミーティングとかにも影響すると思います。もし、次の継続しないという形になった場合の何か対策とか考えとかあるのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 現在指定管理者のエコリサイクルネットワークさんが、令和3年で最終年度になります。昨年の末に次期の指定管理についてお話をしたところ、現在のところまだエコリサイクルさん側としては未定であるといった状況でした。ただ、私どもとしては、令和2年度はコロナでかなり集客が減ったんですが、普段であれば宮城県、あと福島県のほうからかなりの誘客を図ってくれてきていた団体でもございますので、次期についても話し合いながら、あちらのご希望も尊重しながらという内容になると思うんですが、次期についてもそういった形でちょっと進んでいきたいとは考えているところです。

1番 やはり宿泊施設ということもありまして、今回のコロナという形での事業展開というのは結構厳しいのかなと思って、継続の有無ということも考えさせてしまうのかなと思いますので、極力町としてもこういう形を継続してほしい願いとともに、あとはもしそれがなかった場合の次の対応策も少し頭に控えながら進めていってほしいと思います。

委員長 答弁は。

まちづくり課長 先ほどもちょっと若干触れたんですが、エコリサイクルネットワークさんのご希望、もしないと、あるかないかを早めにこちらとしても把握することが必要だと思っています。もし継続するお気持ちがないというのであれば、町としてもあの施設はまだ改修を終わったばかりですので、今後の利活用について、次の指定管理も含め適当な団体、もしくは法人等、いるかどうかあわせて検討してまいりたいとは考えています。以上です。

委員長 いいですか。

ここで午後3時まで休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 3時00分 再開

委員長 再開します。

引き続き農林水産業費を審査します。

質疑はございませんか。

5番 6-1-4、83ページになります。今年から新規になりました農業機械共同利用促進事業、これについてちょっと分からないところあったものですからちょっとお聞きしたいと思います。共同利用の中で長期的作業受託者も対象になるわけですが、これ詳しい内容をご説明をお願いします。

農業振興課長 令和3年度から開始する予定の農業機械共同利用促進事業でございますが、こちらの共同利用の定義、これまでは2戸以上で共同利用するというふうな形だったのですが、そのオペレータ的な作業を行う方が得意じゃない方もいらっしゃるということで、作業受託を長期的に行った場合も作業委託をした方、そして作業受託をした方が同じ機械を使うということで、これを共同とみなすというふうな扱いとしたところで。

5番 そうすると委託するほうと受託するほうがいるわけですが、受託するほうが委託者がいれば1人でもこれ可能だと、こういうふうな考え方でよろしいんですか。

農業振興課長 はい、人数、農家の戸数についてはその受託する方が、委託者が1人でも構いません。面積の要件を定めてございまして、中古の場合と新品の場合というふうに2つ分けておるんですが、中古の場合ですと2戸合わせて70アール以上というふうな形に設定しております。これはこれまでの面積の要件と変わりありません。

5番 はい、分かりました。今年度までですか、この中古農機の事業は、こういうふうになるわけですが、これまで中古農機の事業の場合には、認定農家というのが対象外になっていたわけです。認定農家と言っても、水稻規模が小さい人もおられますけれども、水稻経営を行う中小規模と、こういうふうな目的になっております。そうすると、これ認定農家の方でも今度からは対象になると、こういうふうなことでよろしいんですか。

農業振興課長 認定農業者の方、法人、あと認定新規就農者の方は除くというふうな形で条件をつけております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 同じページです。今の機械の一番上です。システム管理業務委託料322万3,000円ということで、今年度令和3年度の予算の概要にも取り上げてございます。衛星を利用したお米プロ

ジェクトということで322万3,000円計上してございますが、今14名の方で進んでいるという話でございますが、いまいち今やっている内容が町民の方が理解しているのかなと、これから令和6年度まで50名まで増やすという計画でございますが、この利用者を増やすというふうな計画、事業のどんな形で増やしていくのか、それには今のやっている事業をもっと皆さんに周知しなければいけないと思うんだけど、その点、今後どんなふうなことを考えているのか、そのあたりをお伺いします。

農業振興課長 このたびのシステムの改修といいますか、開発といいますか、こちらの内容につきましては、今まで13名の方がその圃場の協力と、あと圃場のデータを見られました。しかしながら、そのほかの利用者の方についてはご自分の圃場のデータが見られないというふうな状況でしたので、50名の方がさらに自分の圃場のデータを見られるようにすると、そうしますと自らの経営の関係で直接データが見られるということで非常に参考になるという内容になっておりまして、このことは農家の方から要望もされて、こういうふうに変えていくというふうな形になったところです。

また、周知につきましては、いろいろな集まりや、いろいろな配布物の中でその周知を図るとともに、あとはその募集をしてある程度は集まった段階で事業内容の説明会等をまた開催していく予定であります。

9番 ちょっと私、この米作りの素人ですとよく分からないんだけど、衛星を使って品質安定、収量増加ということは、衛星を使えば品質が安定してうまい米ができるという、その根拠といいますか、衛星を使っているからうまい米ができるんだという、人に聞かれたときにうまく説明できなんですけども、そのあたりやろうとしていることは大変いいことです。ただ、その衛星を使うことによってブランド米といいますか、舟形の米ということで売出す米、ほかの米と違うところがうまく出てくるのか、そのあたり、町長、どうなんですか。

町長 詳しい技術的な内容については農業振興課長のほうが申し上げると思いますが、基本的には熟練の米作りの名人が長年の経験と知恵でやってきたものというふうなものが1つおいしい米を作る条件としてはあるかというふうに思いますが、やはり大規模圃場、大区画の圃場になってきますと、昔の大きな田んぼで3反歩だったものが今1町歩とか、2町歩というような圃場になってきます。そうすることにおいて、何が起きるかといいますと、その1枚の圃場において、生育状況がばらばらになってしまう、あとは水口と水尻で生育状況が違ったりすることがございます。そういったものを衛星で葉っぱの色、葉色を見ることにおいてその生育状況が目で見分けるというふうなことになります。多分今の段階では10メートルメッシュぐらいにその区画を切ることができて、その10メートルメッシュの中で生育状況が分かるというふうなことになるかと思えます。そうした場合には、こちらのほうの部分のところ

には追肥をしなければいけないとか、こういう状況になってきたらイモチの発生があるかもしれないというふうなことでそれを防除するというふうなことが目で見て分かります。要は、昔の先人の知恵と経験というふうなものを機械でできるようになるというふうなことが一番のメリットかなというふうに思っております。そういったことをすれば、1つの圃場、あるいは1つの地区の圃場において均一な品質の、均一なおいしいお米ができるというふうに思っております。そういったことでおいしいお米が作れるのではないかとというふうなことで取り組んでいる事業であります。もっと補足については農業振興課長のほうから答弁させていただきます。

農業振興課長 当システムにつきまして若干ご説明をさせていただきますと、まず、衛星の画像データ、こちらを解析すること、あともう一つは気象のデータ、気温や降水量、日照時間とか、そちらの光の当たり方のデータ、そちらを合わせて解析することで植物の活性指数というのがございまして、そちらの数値または栄養状態、葉っぱの色、葉色診断という日本語で言うとそうなんです、SPADと呼ばれる指数がございまして、NDVI値という植生指数と、葉色値のSPADを掛け合わせることでその刈り取りの時期または先ほどの病害虫の発生の予測などもできます。それがその圃場の中、今町長が言ったとおり、10メートルメッシュでその色で分かるようになります。例えば緑色になっていけば非常に稲が活性化していて非常にいい時期、いい状態だと、例えば赤色とか白っぽくなっていけば健全な状態じゃない、そういうふうな色で判断ができ、またコンピューターの解析でその刈り取り時期とかが予測できると、そうなりますと、営農上非常に計画も立てやすく、また栄養状態の悪い部分には追肥を行うとか、あとこれ以上追肥を行うことで逆に稲の植生を妨げてしまうとか、そういった部分の解析ができるということで、もう見た目でも均一な米作りに役立つというふうなシステムになってございます。

9番 様々な仕組みは今課長がおっしゃったことで十分分かりますが、先ほど町長も冒頭に言っておりましたいいものを作るには長年の経験という話もございました。私はこのやり方というのは今圃場が圃場整備で大きくなっています。その大きくなったものを手で管理できないから、上から衛星で隅々まで管理をして、米作りをするという、何というか機械化のまた上の機械化といいますか、衛星化といいますか、それを目指しているんじゃないかなと思うんです。やっぱりほかの米との付加価値をつけるこのブランド米にするのであれば、さっき町長が言ったように、手をかけて長年の経験でいって、何回も足を運んでこの葉っぱの色とか何とか水の管理とか、そういうことをすることによってうまいコメができるんじゃないかなと、私個人的には思うんだけど、これでやろうとしている他の米とは違ううまい米を作るというその根本といいますか、そこをちょっともう少し噛み砕いて農家の方々に説明をしていかないと、この人数というのは増えていかないんじゃないかなと。ましてや米作りする

以上は収量が上がって、農家所得が上がらなくては何もならないわけですから、やっぱりそのあたりこっちの米と違う米になるんだよというあたり、口では難しいかと思えますけれども、先ほど課長がおっしゃった全体で上から見ることができるだけでは、ちょっと集まってこないんじゃないかなと心配しているんだけど、課長頑張って令和6年度まで50人ということでございますので、この広がりを期待をしたいと思えますけれども、そのあたり答弁ございましたらお願いします。

農業振興課長 おっしゃるとおりでございます。そちらの広がりが非常に大切だと思ってございます。それで、もう一つの課題として、農業者の高齢化が進んでおります。その中で、経営の承継が非常に課題となっております。その中で若い方々が経営をこれからその承継される方がより身近に感じて、より今までの技術の承継だけでなく、こちらのシステムを使うことで現場でそのスマートフォンで見れるというシステムも含まれることですので、承継のしやすさもこちらのシステムの目的の一つでございます。そちらも踏まえていろいろな形でPRをして広げてまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

5番 同じ83ページになります。強い農業担い手づくり総合支援交付金事業、これは令和2年度は2,480万円です。先日の補正予算で2,060万円ほど減額補正しております。2,400万円の予算のうちで実質360万円しか交付金支給されていないと、こういうふうな事業になっております。今後これどのような対策を取って、交付金を増やしていくのか、その辺を伺いたいと思います。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。強い農業担い手づくり総合支援交付金は、機械の導入の補助をする事業になりますが、こちらの募集の時期が3月に始まるんですが、その前の1月に、補正予算で措置されたより補助率の高い有利な事業が募集をされております。これはここ数年間毎年同じような傾向でございまして、強い農業担い手づくり交付金の事業での予算要求を12月に行った後で、もっと有利な事業が出てきます。それで、そちらのほうで事業のエントリーをしたところ、採択をされてより有利な事業で事業を実施するというふうな形に、最近毎年のようになっております。その関係で当初の強い農業担い手づくり交付金のほうの予算額を落とすような形になっているところです。

5番 そうすると、この2,420万円の予算、これは令和3年度は消化できると、こういうふうな考えでいらっしゃるんですか。

農業振興課長 この予算額につきましては、その今年度の担い手の補助事業で2件採択がされました。この当初予算に載っている事業が4経営体分、4事業でございますので、約半分はより有利な事業で町負担もなく、2分の1の補助で実施することになりまして、この事業については2事業分は、今のところですが、余るような形になる見込みです。

なお、3月の下旬に正式な交付決定、補正予算の事業が出ますので、その結果を見てからというふうな状況になってございます。

委員長 そのほかに。

8番 88、89ページの林業振興費の1番下段の鳥獣被害対策事業、これは新規の事業になっておりますけれども、里山に熊、また田んぼにはイノシシ等が多数出没いたしまして、農作物にも多大な被害を与えております。これは耕作放棄地の増加や里山と住宅地の境界が分からないということで、小動物も住宅地に入り込んでいる経緯かなと思っております。この中で、ある程度まで銃器による力による小動物の民家に近づかないために銃器によって駆除しなければいけないなと思っております。その中で一番大事なことは、猟友会の隊員が年々高齢化になってきまして、だんだん少なくなってくると辞めていく方が多いというような形でいかにして猟友会の隊員を増やしながらかの対策に取り組んでいかなければならないのかなと思っておりますので、その辺の猟友会の隊員の増加の対策をお聞きます。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えします。町としましては、鳥獣被害対策に郡内の各市町村と比べて早くから取組をしております。猟友会の方々が活動しやすくなるように、まず、国の交付金を頂いて、活動を支援してございます。さらにただいま質問が冒頭にありました鳥獣被害防止総合対策補助金、こちらはまさに猟友会の方々を支援するもので、そのとめ差し用の弾薬の補助であったり、見回り用のガソリン代でございます。そのほか、これまで免許取得の補助やイノシシ等をつかまえる用具の整備等をこれまで進めてきているところでございます。

8番 今の猟友会も同じなんですけれども、この猟をして生活はできない、このことは事実でありますけれども、もう少し趣味で猟をしながら、そして地域からそういう小動物をなくするというふうなことを前面に押し出すならば、もう少し住民の安全安心を図る上からも補助なり、育成なり、これが大きな課題になってくるのかなと思っておりますので、銃器による駆除と、また農作物の被害を防ぐために、電気柵といいますか、その辺の設置も考えながら防除体制を取っていかなければならないかなと思っておりますので、その辺の見解をお願いします。

農業振興課長 おっしゃるとおりでございまして、その予算書同じページの中に、有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金というのがございます。こちら県単独補助になりまして、電気柵の設置の補助事業となっております。こちらのほうも含めまして、農政座談会のほうで周知を図ってきたところでございます。電気柵、また鳥獣駆除のほうもそのように効果的ではございますが、その前段として、生息環境の管理ということで、例えば農地や集落に鳥獣を呼び込まないために果樹をほったからしにしないとか、あとは残渣を近くに捨てないとか、そういうことから必要な対策がありますよということで、ご説明をしているところでございました。以上です。

8 番 この問題は補助金だけではできなくて、自助、共助、公助というようなことの兼ね合いを有効に回しながら、そして地域住民の意識も変えなくちゃいけないのかなと思っております。その中でいろいろな会合、また機会を持ちまして、被害を最小限に食い止めるんだと、そして地域の意識を上げていかないと、これはなかなか被害の減少にはつながらないのかなと思っておりますが、その辺の啓蒙活動の方向性をお聞きしたいと思います。

農業振興課長 住民への啓蒙活動ということで、2年前より広報誌にいろいろな情報を載せまして、いろいろな対策の仕方がありまして、それが今必要とされているんですということで、お知らせをしましりました。また、昨年12月には、国の鳥獣被害対策アドバイザーをお呼びしまして、一般住民向けとあとは猟友会向けのセミナーを開催しているところでございます。今後もそういったセミナーの開催、また、広報誌等での周知をこれからも図っていききたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1 番 今質問のあった鳥獣被害対策事業でちょっと聞きたいことがありますけれども、福島のほうでも数年前からイノシシ被害というのは相当数発生しまして、この間の新聞だったか、鉄柵のほうももう突き抜けてくるという記事がありましたけれども、これはどうか分かりませんが、米の衛星管理をできるなら、イノシシの5Gのリアルタイムな活用も勘案しながら、そのリアルタイムで生息位置の把握とか可能なか不可能なのか、その辺を聞きたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問ですが、例えばイノシシとかの個体にセンサーのようなものを何かつけることができれば管理ができるのかなというふうにはちょっと想像はしますが、まだ今のところ実用化されているものはございませんので、何とも申し上げられない状態でございます。

1 番 やはり舟形町は最先端で衛星管理というシステムを導入したわけですので、それを今後ですけれども、対応策としながらも、やっぱりそういう形で衛星的なものでも管理できれば、その猟友会とか、生息地とか、そういう場所の把握もできて、管理もできるのかなとちょっと思っただけで、そういうシステムを5Gという今リアルタイムで数秒狂わず相互性もできるわけですので、今後の課題としてそういうこともできていくのであれば、そういう取組も必要ではないのかなと、思ったところであります。

委員長 回答は。（「要りません」の声あり）ほかにありませんか。

4 番 私も同じ項目で鳥獣被害対策事業でお聞きします。これ、猟友会の人数が増えないというのはなかなか厳しいものがあって、これは一足飛びにはできないことなんですけれども、ここで免許取得支援事業5万円とありますが、これは免許を取る際の経費の補助だと思うんですが、間違いないですね。

農業振興課長 委員お見込みのとおりそのような狩猟免許の受験手数料であったり、鉄砲の所持許可に係る様々な手数料または銃器の保管するロッカーだったり、銃のカバー、銃などの購入に対象となる事業となっておりでございます。

4番 これもやっぱり免許を取るためには必要な経費なんですけれども、聞くところによりますと「狩猟免許ってそんなに簡単じゃないんだよ」ということをある人から言われたことが記憶にございます。結構難しいらしいということなんですけれども、免許を取るためにただ免許を受けるための費用を弁償するのもいいんですけども、例えばそういう難しいものだったら、講習会みたいな、免許を取るための講習会的なものをつくって、免許を受けたいという方に講習を受けてもらって、合格率のアップを図るという考えはないのでしょうか。

農業振興課長 そこまでは町のほうでは考えてはいないんですが、確かにおっしゃるとおり、町内の方で今年度免許取得にうまくいかなかったという方が1名いらっしゃるというふうにはお聞きしております。なかなかこれは市町村でやるのは難しいことかなというふうに思っているところでございます。

4番 難しいのは分かっていますけれども、やはり本当に狩猟免許を持った方がいないことには、幾ら危険だ何だって、そこにいても撃つことができないわけですから、やっぱりそういうものがもしできるのであれば、合格率のアップを図って、町内に狩猟免許を持っている方が1人でも増えるような対策を講じていただきたいと思います。

委員長 回答は。

農業振興課長 いろいろな事例をいろいろと調べてみたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第6款農林水産業費について質疑、審査を終結いたします。

次に、第7款商工費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第7款商工費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 90、91ページ、7-1-1観光費で、2の観光総務事業で観光審議会委員報酬ありますけれども、観光審議会ってどういうふうな内容の業務をやっている委員さんでしょうか。

まちづくり課長 観光審議会は、町長の諮問に対して検討して、それに対して答申を行うといった会でございます。諮問があった場合に会議を開催して、答申を行うといった内容のものでございます。以上です。(「もう少し詳しくや、何しているか」の声あり)

令和2年度については、諮問は観光審議会に対してはありませんでしたので、令和2年度については行っていないという内容になっています。一応委員は12名の予定で予算を計上しております。(「どういうふうな内容を審議したのか話してくれないと」の声あり)

それでは、観光審議会の業務についてご紹介させていただきます。本町の観光資源の調査、あとは観光地、公園施設の開発並びに改善、拡充、次に観光宣伝による観光客の誘致、次に、観光産業と商工発展の連携、最後にその他といったところになります。

委員長 そのほかに質疑ありませんか。

4番 94ページ、95ページ、若鮎まつりについて質問させていただきます。今年度1,136万円の予算計上をしていますけれども、コロナ禍、今後どうなるか分からないんですけれども、今のところではこれを開催するという予定でよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 令和3年度においては、昨年中止になりました第40回の舟形若鮎まつり、これを開催する方向で予算を計上しております。

4番 ぜひやっていただきたいという思いは私にもありますけれども、今後、また感染が拡大、第4波などが来て、感染拡大など見込まれた場合もそのときに判断するという考えでよろしいんですか。

まちづくり課長 この予算については、あくまでもコロナが終息、もしくは実施が可能と判断を実行委員会でしたときのための開催ということで計上しているものであります。今後の状況によって委員おっしゃいますとおり第4波とか、まだちょっと状況があまりよくない方向に行った場合は実行委員会の結果によるんですが、延期もしくは中止ということも、これも想定内には入れておかなければいけないと考えております。

4番 それも致し方ないんですけれども、4月からもうワクチン接種も始まりますし、町民の方にもぜひ受けていただいて、この若鮎まつりが開催できますことを願って、私の質問を終わります。答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 それでは、7-1-4、95ページになります。企業誘致対策事業、これ29万1,000円になっております。3月補正で職員旅費23万2,000円、これ減額補正しておりますけれども、この職員旅費というのは、どのような旅費になる、どのようなと言えいいのか、何するための旅費ですか。

まちづくり課長 この職員旅費につきましては、当然企業誘致なんですけど、舟形町に例えばふるさとサポーターさんとか、そういったところからこういった企業がいるみたいだと、そういった情報があった場合に、そこに現地に出張して、こちらの打合せにお伺いする旅費とか、そういった場合に現地に赴く旅費が中心になります。

5番 そうすると、そっくり減額したということは、そういうことはなかったと、令和2年度に関しては、そういうふうに理解したいというふうに思います。

企業誘致対策事業については、これまで町長は広域で考えるべきだろうというふうな考えを示してられました。そういうふうな中で消耗品費が6,000円と食糧費が5万3,000円、これ

減額補正されておりません。これはどのように使われたのかお伺いします。

まちづくり課長 これは令和2年度に対してだと思うんですが、令和2年度で減額していないといひますのは、まだ3月31日までもしかしてお話があるかもしれないという希望的観測を持って、この分は残しておひてひます。旅費に関しましては、減額したんですが、希望的観測を残して消耗品と食糧費をちょっと残しているといった内容になっています。

5番 令和2年度は減額していないのは分かっているんです。そういうふうな中で、消耗品費、食糧費に関しては、このたびの予算でまた同額を計上していると、全く同じ金額です。この企業誘致対策事業って、これ必要な事業なんですか、これだけの規模でこういうふうなことで、そこをお伺ひします。

町長 基本的には、5番委員さんがおっしゃられるとおり、町単独では工業団地も整備しておらないという状況の中で、やはり単独では難しいと、新庄の中核工業団地等々と一緒になってそちらのほうの誘致を進めていくというふうなのが大原則であります、さらにでもその中でも舟形のほうに来ていただける、そういった企業さんもいらっしゃるというふうなことであります。そういった場合にそれを拒むものはないというふうなことでありますので、そういった場合に対するその備えというふうなことで、ここに予算を計上させていますし、また、まちづくり課のほうの職員がふるさとサポーターという話もございましたが、孫プロジェクト等で東京のほうに出張していつております。そういった際に舟形町のパンフレット等も持ってあがっております。そういうふうなことも踏まえて、そこから派生する事案等についてのこともそのための予算というふうなものも必要かというふうに思っておりますので、今のところここに29万1,000円という少額な予算ではございますけれども、そういった場合に備えての予算であります。これが要らないというふうなことであれば、別のところというふうなことになるわけですが、そうした場合に、企業誘致を全くやらないのかというふうなことにもつながってまいりますので、少額でありますけれども、こういう形で予算計上をさせていただいている現状でございます。

3月補正で消耗品と食糧費を減額しなかったのは、町のほうの財政のほうではありますけれども、10万円以下の少額なものについては、補正をしなくてもいいよというふうなこともあったものですから、多分消耗品と食糧費はそのまま残ってしまったというふうなこともあるかと思ひます。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 94の5町おこし事業費の舟形若鮎まつり事業でありますけれども、昨年度コロナの対策で鮎焼き器を数台作ったようすけれども、ちょっと確認のためですけれども、今回鮎まつりをする際、どういうふうな形で使用するのか、昨年だと素焼きとかするというさうことでお聞きしましたけれども、会場の中でするのか、どういうふうな方向性で使用するのか、ちょっとそ

の点をお聞かせください。

まちづくり課長 鮎焼き器に関しては、当然出店者に貸し出すイメージで貸し出すことを想定しております。当然鮎焼きは、炭にどうしても出店者の方からは予算がかかってなかなか利益が出せないといったお声もあって、今回取組んだんですが、素焼きの部分で使用していただいて、お客様に提供するときは本焼きの炭火焼きで提供していただければといったイメージで考えております。会場のテント内で当然素焼きが使われても結構ですし、お貸しする想定でありますので、下準備というか、素焼きをしていただいて、会場で本焼きというのも可能かなと考えております。

1番 お客さんの見える前で焼くというのがちょっと結構気にはかかっていたんですけども、やはり炭火焼きがまず理想なのかなと、私的には思うわけですけども、炭代が高騰でという出店者側の意見はあると思いますけれども、つくってから言うのもあれですけども、炭代を補助するとか、そういう形のほうがよかったのかなとは思っていますけれども、やっぱりパフォーマンス的なものもありまして、やっぱり外でして、炭火で焼くことがまず見た目にもいいのかなとは思いますので、その点を考えながら活用方法を検討していきたいと思います。今年度も開催できるように願っております。よろしくお願いします。

まちづくり課長 やはりイメージ、大変大切だと思っています。若鮎まつり実行委員会には出店者部会といったものが設置されていまして、出店者においてどういった提供が若鮎まつりとしてイメージがいいのか、ただ、現実として炭がどうしても経費がかかってしまうということから、今回の鮎焼き器の開発になったものですから、その有効活用についてもどのような活用が有効的に使われるのかということを出店部会のほうとも検討していただきながら、今年度ぜひ開催できるように私も願っているところでありますし、進めていきたいと思っています。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

5番 それでは、7-1-1、93ページになります。何回も質問して大変質問しづらいんですけども、農林水産物加工施設運営費補助金514万円になっております。3月1日の全協の中で今年度は加工施設が294万円ですか、黒字だというふうな説明がございました。令和2年まで加工場の補助金も3,472万8,000円というふうになっていると、私、思っているんですけども、もし違っていれば訂正してください。

まちづくり課長 令和2年度については、200万円の黒字が加工場としては出たんですが、これまでのちょっと加工場への補助金の累計については、すみません。ちょっと今手元に資料がなくて申し訳ございませんが、ここでは明言できないです。すみません。

5番 この補助金の額を見ますと、平成31年が514万円、令和2年も514万円、それで今回もまた514万円、3年間全く同じ514万円なんです。この514万円というのは経営状況に関係なく、固

定費のような形で補助をしているんですか。

まちづくり課長 令和2年度については、先ほども申し上げましたように、やはり200万円という黒字が出たものの、やはり例年なかなか黒字を出せる状態ではないというのが現状であります。ですので、ここ最近では、前年514万円といったものに倣ってまずは補助をして、あとの足りない経費については売上ですできるだけ賄っていきたいというような考えで、例年に倣っているものであります。

5番 大変申し訳ないんですけども、私の気持ちがおかしいのかどうかわかりませんが、この514万円というのはもう上限であって、これ以上は出せばいろいろ問題があると、だから上限いっぱいいっぱい514万円の補助金だというふうに私は取れるんです。それで、昨年9月の決算委員会でまた予算要求をするのであれば、改善計画書を議会に示すべきじゃないかと、私、申し上げました。これ見ていないんですけども、令和2年度294万円黒字になったから、議会に示さなくてもいいと、こういうご判断をなされたんですか。

まちづくり課長 令和2年度で200万円の黒字が出たので改善計画を示さないという判断ではないです。改善計画というのは国のほうに補助事業の関係で出している改善計画はあるんですが、それは補助事業の中で改善計画を出さなければいけなくなって、それをクリアするといったものが1つの補助事業上の目的となっているんですけども、実際、経営的な改善計画については現在の時点でちょっとまだつくっていないのが現状でございます。

委員長 石山和春君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許可します。

5番 委員長ありがとうございます。国に出す改善計画書は出さなくちゃいけない。それは分かります、もちろん。でも、こういうふうな予算を要求するのであれば、何も出さないで予算だけつけてくださいと、議会に対してですね。これでいいのかどうか。私はしかるべき改善計画書を出して、事細かく書いて出して、そして議会にも納得していただいて、これだけの予算をつけてくださいというべきだと思うんですけども、いかがですか。

町長 これ加工場につきましては、振興公社のほうにお願いをしてその中に経理が一緒にされているわけですが、つくった時点での判断とそれから現在の経営状況を見ますと、石山委員がおっしゃられるその改善計画を出したにしても、あの施設では黒字になることは恐らくないであろうというふうなことであります。ただ、補助事業上で造った施設でございます。農林水産省の補助事業を受けておりますので、今後、先ほど話題に上りました強農とか、今後その他の農林水産省の補助事業に今回のやつを例えば止めたというふうなことになる、ほかのところ波及するおそれもあります。そういった意味で現在、国のほうの改善計画というふうなものについて、一生懸命そういったものをつくりながら、努力をしている状況であります。ただ、石山委員がおっしゃられるとおり、経営というふうな部分でいくとなかなか

か黒字になるのは難しい施設だというふうなことは前から申し上げているところでございますので、そういった意味で、このことについてその改善計画をつくれというふうなことでありますが、つくっているものの単価等々を考えておりましても、なかなかこれを黒字にするというふうなことは非常に難しい状況であるというふうに思います。今回について黒字になったものについては、鮎を販売する、加工する、そういったものを加工場のほうに差し向けたために黒字になっているだけでございまして、決して経営が改善されたというふうなことではないというふうなことでありますので、そういった意味で今後加工場を造ると、新たなものを造るという際については、我々もしっかりとその経営の在り方というものを最初に見て、こういった施設を造らなければ駄目だというふうな負の遺産という形で今のところは頑張っていくべきを得ないというふうに思いますので、そういった面でご理解いただければというふうに思います。

委員長 質疑中ではありますが、皆様方にお諮りしたいと思います。

会議時間は、午後4時までとなっていますが、舟形町議会会議規則第8条第2項により、午後5時まで延長したいと思います。

ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、引き続き進めてまいりたいと思います。

質疑を受けたいと思います。

10番 予算書90ページの1項1目観光費の中での委託料ですけれども、この中に情報発信動画作成委託料というものがあります。以前にも申し上げたんですが、私、大変このことに期待をしているわけですけれども、今のところ委託先も含めまして、どういう内容のものなのかを伺いたいと思います。

まちづくり課長 ただいまの情報発信動画作成委託料についてです。これについては、これまでパンフレットとかが主にPRの中心であった。ところがデジタルファーストが昨年からできまして、やはりデジタル、そういったものをどんどん活用していかなければいけない時代になってきている。そういったこともありまして、動画による町の情報発信を例えばユーチューブというサイトがあるんですが、そこに今どんどんいろいろなPR動画がアップされています。たしかこの前の先日の山新でも最上地域の農産物がユーチューブにアップされたといった記事を見ました。そういった中で今動画による発信が結構効果を発揮するものですから、動画の作成が1つと、あとそれをユーチューブにアップするといった2つの内容からなっている事業であります。動画というのは主に来年からワーケーションも始まりますので、若あゆ温泉、あゆっこ村周辺のまずは1つをイメージしています。もう一つは、町内の景色をメインにした動画をイメージしています。あとは必要なちょっと情報発信はほかにあればつく

っていききたいなと思っているんですが、イメージとしてはCMですので、長い動画でなくて、1分とか、2分とか、そういったイメージの動画を3本くらいつくりたいなというふうに考えているところです。以上です。

10番 課長の言うとおりで、私もやっぱりそういう発信というのは必要だというふうに思います。できればすばらしいものをつくってほしいなというふうに思うわけですが、やっぱりいろいろな分野の観光面だけでなく、この先ほどから議論になっています例えば地域おこし協力隊の募集でありますとか、それから先ほど何でしたっけ、いろいろな町で不足をしている分のやっぱりそういうPRになるのではないかとというふうに思います。例えば企業誘致もそういう意味では有効なんではないかとというふうに思うわけですが、ぜひ中途半端なものではなくて、できればもう少し増額してもいいと私は思っているんです。そういう意味でやっぱりすばらしいものをつくってほしいということです。ぜひ町長の意気込みを伺いたいと思います。

町長 やはりデジタルファースト推進室を使いながら、ICTは機械と機械だけれども、デジタルは人と人をつなぐというふうなことが言われておりますので、そういった意味で、ぜひ情報発信をしていきたいというふうに思っているところです。予算額については、本当はもっと多くというふうなことで、私も指示をしたところだったんですが、実際のところとしていろいろとつくっていただく会社さんによっては、その著作権の関係がございまして、町のほうに帰属しないというふうな作り方が民間のほうの商業制作の中ではあるようでございます。あと期限が来てしまうともうそのものを流せないというふうなことがあるようでございまして、そういったところをいろいろ勘案して、取りあえずこのぐらいでも大丈夫だというふうなことで、まちづくり課のほうからも説明を受けましたので、私も納得してこの金額というふうなことであります。やはりせっかくなつくからには、すばらしいものをつくるというふうなことで、その点については10番委員さんと同じ考え方でございますので、ぜひいいものをしっかり話題になるものをつくっていききたいというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 94、95ページの若鮎まつりに関係してですが、昨年の臨時議会でコロナ感染症の影響で中止になった事業ですが、その中で1点、アスファルト、きれいになっているんですが、そこにペイントをするというふうな計画も昨年の段階ではあったと思うんですが、これも臨時会の中で一旦中止になったと思いますけれども、来年度この事業の中には含まれているのかどうかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 若鮎まつり会場のアスファルト部分についてのペイントについては、令和2年度においてデザイン等を東北芸工大さんに協力を依頼して何本かの候補を挙げて検討してまいりました。実際この絵がいいというふうになって、実際今度はアスファルトのほうにペイ

ントというふうな実際の事業になっていたときに、現在のアスファルトは水がたまらないような仕組みの水が浸透していく造りなものですから、普通のコンクリートとか、アスファルトに描くような事業費ではちょっと済まないというようなものがちょっと業者さんとの打合わせの中で見えてきました。実際見積もりをいただいたところ、ちょっとはつきりは覚えてなかったですが、250万から300万円ぐらいの見積もりをいただいていたと思います。私どもとしてはもうちょっと安価に描けるものだというふうにちょっと思っていたものですから、ちょっと250万円から300万円のものをかけたときに、あの会場にはヒストリックカーなど、車乗り込んでいく場所でもありますし、当然お客様もあそこには入られるとしたときに、やはりペイントですので、薄れていく、ペイントが剥げていくということも考えられる。また、浸透性ですので、相当な事業費がかかるということで、現在は令和3年度については、そのペイントは会場にではなくて、会場の一部に看板があるんですが、鮎パークの、その部分にペイントしてはどうかというようなところで現在もまだ令和3年度の予算には計上はちょっと上げていない段階であります。以上です。

2番 私の認識ですけれども、例えば予算要求をする段階で、事前に250万円だったり、300万円だったりかかるというふうな担当者が認識して、この予算書をつくるというのが私は本来の姿なのではないかなと思っているんですけれども、そういう認識ではないんですかね。事業の予算を取ってから見積もり、あるいは制作費を幾らかかるか判断するというふうな認識なのでしょうか。

町長 これは令和元年度の若鮎まつりをした際に舗装になって初めて、若鮎まつりを実施したんですが、照り返しが暑いというようなこともありまして、じゃあ広告のためにそこにペイントをしようというふうなことになったわけですが、当初はキャラクターでありますめがみちゃんでも、もしくは舟形というような文字というふうなものをそこにペイントすればいいのではないかというふうに考えておったんですが、ちょうどサッカーの看板がカメラの位置によっては立体的に見えるようなそんなイメージを持っておったところなんですが、実際今度デザイン等を芸工大の学生さんたちに募集をしたところ、大変複雑な文様といいますかデザインになりまして、大変デザイン的にはいいんですが、それを実施するとなると、今度その絵を現地に落として、落とし込むというふうなときにもさらにお金がかかるようなことになりましたし、やはり特殊塗装というふうなこと、さらに塗装についても中学生が夏休みとか、一般の方がちょっと出てペイントすればいいのかなというふうなことでみんなので手づくり上げた、そういった若鮎まつりの会場というふうなイメージをしておりましたら、こういうデザインのものについては、なかなかできないというふうなことで、専門の方に頼まなければいけなくなったというふうなことで、多分、360万円ぐらいの予算見積もりがあったかと思うんですが、やはりその場所については、毎年水が上がった際に、土砂等が堆積する場所

であって、それを寄せる場合については、重機械によってそれを排除するというふうなことであります。極端な話、令和2年度に描きまして、令和2年度に水が上がった場合に、消える可能性もあるというふうなこともやはり議論になりまして、それだとちょっと難しいのかなというふうな判断で、当初予算には要求があったんですが、最終的に町長査定の段階でやむを得ず削除をしたというふうなことになる経緯でございますので、その点についてご理解をいただきたいなというふうに思います。

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第7款商工費について質疑、審査を終結いたします。

本日の審査はここまでとします。

明日は午前10時より開会します。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時07分 散会

令和3年3月9日（火曜日）

予算審査特別委員会会議録
（第3日目）

令和3年予算審査特別委員会第3日目

令和3年3月9日（火）

出席委員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	健康福祉課課長補佐	大 場 君 博
副 町 長 菅 原 正 春	健康福祉課課長補佐	東 村 貴 恵
会 計 管 理 者 須 貝 孝 子	住民税務課課長補佐	相 馬 広 志
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 小 野 芳 喜	住民税務課課長補佐	森 英 利
まちづくり課長 曾根田 健	地域整備課課長補佐	伊 藤 英 一
健 康 福 祉 課 長 沼 澤 伸 一	農業振興課課長補佐	八 畝 俊 勝
住 民 税 務 課 長 伊 藤 茂 樹	農業振興課課長補佐	岡 崎 千恵子
地 域 整 備 課 長 伊 藤 秀 樹	デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征
農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長 斎 藤 雅 博	教 育 長	伊 藤 幸 一
総 務 課 課 長 補 佐 佐 藤 仁	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
総 務 課 財 政 係 長 八 畝 幸 仁	教育課課長補佐	大 場 正 江
まちづくり課課長補佐 大 場 健 一	教育課課長補佐	豊 岡 将 志
まちづくり課課長補佐 野 尻 誠	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
健康福祉課課長補佐 森 祐 子	監 査 事 務 局 長	相 馬 昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	相 馬 昇	主 事	伊 藤 優
-------------	-------	-----	-------

本日の会議に付した事件

議案第19号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第20号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第21号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第22号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第23号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第24号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第25号 令和3年度舟形町水道事業会計予算について

午前10時07分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

議案第19号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 第8款土木費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第8款土木費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 98、99ページの8-2-3の除雪対策費の中の町道除雪業務委託料1億1,000万円の除雪費ですけれども、これについて質問します。これについては先週の補正の中でも雪の量によってお金のかかり方が違うという内容だと思うんですけれども、この1億1,000万円に関しては積雪の量は例えば1メートルだとか2メートルだとかざっくりですけれども、基準があって1億1,000万円という金額を置いたのかどうかお聞きいたします。

地域整備課長 予算の置き方につきましては、基準というものはありませんで、例年並み、平年並みの実績値を参考にしつつ置いたところでございます。以上です。

2番 昨日もちっと話したんですけれども、町の数か所でこういう積雪の量、このデータがあるわけですから、せっかくあるデータを使って町独自の物差しを使えば、予算は誰でもじゃないですけれども、置きやすくなるのではないかと思います。

例えば、これ手元にあると思うんですけれども、これが各地区測定点5か所の雪の降り始めから今現在までの数値になっています。例えば大雪だった平成29年に対して、今年度1.3倍ぐらいだよという先週の補正の中で答弁がありました。上の、すみません、真ん中の棒グラフですけれども、これが積雪量、西又から野の平均を取った雪の量になります。残念ながら、平成29年度は西又から野のデータがないということで、平成30年度と今年度を比較した数字ですけれども、積雪の量は今年度139%ということで確かに多くなっています。上の棒グラフですけれども、これは除雪の委託料。平成30年度と比べると182%増になっています。一番下の赤い棒グラフは年々人口も減っていますので、年度末の3月時点での人口で除雪費を割った金額です。平成30年度に関しましては、1人当たり2万4,700円の委託料になりますけれども、今年度は4万7,000円ということでかなり、190%ということで2倍近く多くなっております。この除雪委託料の中で一番やはりかかるのは、多分排雪にかかるんじゃないかなと思っています。排雪のやり方も、真冬のときの排雪あるいは今の時期の排雪でやり方を変えているのか、いないのか。その辺もお聞きしたいと思います。

地域整備課長 排雪のやり方についてなんですけれども、12月から1月、2月中旬まで、場合によっては中旬過ぎまでの積雪期については、どうしても排雪、除雪で積まれた雪のさらに上に積雪で雪が積まっていくということで、結構計画的に排雪作業しなければならないということで、その分については予定を立てまして、できるだけ今後の除排雪に危険のないように寒冷積雪期についてはやっている形になります。

3月期、融雪期につきましては今年度3月2日に除雪を受託している会社の代表さんと打合せしまして、この天気状況ですので現場が許す限り、できるだけ雪を解かしてから排雪する。排雪する場合は、ロータリーを使わずバックホーによる直接積み込みなどで、経費を節減しつつやっていただきたい。また作業の内容がチェックできるように、場所ごとに排雪方法を記載した図面を作成することを指示したところです。これによりまして、今回の排雪については計画的にある程度縮減しつつできるのかなとは思っているんですけれども、現場状況、積雪量や花木の近さ、電線等の障害物の有無、あとは雪を引っ張り出す道路までの距離や排雪、雪捨て場までの距離などでいろいろ現場状況、それぞれの場所ごとに違うところもありますので、どれだけ経費節減できるかというのは予測が難しいところで、実際は雪解けを待つということは天気任せの部分もあるんですけれども、できるだけ経費削減、排雪経費、特に3月期の排雪経費の削減を考えながら、今年度は計画したところです。

2番 やはり、真冬に関しましては当然飛ばす場所もなくなって、急ぎ運ばないと駄目だと思います。やはり、雪はないのが一般の皆さん、住民の方からすればいいことだと思うんですけれども、我慢してもらうところは我慢して、お金もこのぐらいかかっているんだよということも、やはり皆さんに分かるようにしていかなければならないのかなと思っています。

やはりこれからの排雪ですけれども、積まれているやつを砕くものは砕いて表面積を大きくして、おてんとう様でかさを減らして、最終的には農作業あるいは周りに影響がない時期に運ぶというタイミングが大変だと思うんですけれども、その辺の見極めをぜひよろしくお願いしたいと思います。年の初めだと、例えば1人当たり町の予算、どのぐらいかかるよという周知はあるかと思うんですけれども、実際1年使ったお金はこのぐらいだったよという広報等でのお知らせも必要かなと思いますけれども、雪だけじゃないんですけれども、その辺の考え方も教えていただきたいと思います。

地域整備課長 まずは、除雪排雪については今後1人当たりの費用というのは人口減少や燃料費の上昇、人件費の上昇などで決して下がることはなく、1人当たりに換算すれば増えていくことが必須であろうかと思っています。ただ、経費どれだけかかっているかというのを、やはり町民の皆さんに知ってもらうのは大切なことで、経費削減についても常に念頭に置きながらやっていかなければならないというの、肝に銘じながら進めていかなければならないと思います。

町民に対する周知につきましては、決算後に広報などで1人当たり、除雪費幾ら、建築改良費幾らというのを示すのも大事なことだと思いますので、上司と相談しながらほかの部署とも検討しながら進めていかなければならないと思います。以上です。

委員長 荒澤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許可します。

2番 ありがとうございます。お金を減らすということは、町民へのサービスの低下につながると思うんですけども、私はこういう除雪対策費ということで、こういうまとめ方したんですけども、サービスの低下にぎりぎりまでならないようにという思いがありますけれども、その辺は町長の考え方はどうなのか教えていただきたいと思います。

町長 その件につきましては、雪国の舟形町で暮らしていく上で、除雪経費というものは必須であろうと思っております。ただ、やはりその中で効率的な除雪経費を計上しながらその分、浮いた分といいますか、経費を削減した分については新たな町民サービスへ提供できると思っております。ただ、近年やはり担当もそう思っておりますし、私も担当しておったときに、やはり雪を置く場所というものを確保しないと、除雪ができないということがありまして、町民の方の常套句といいますか、常に言われるのは、今度置かせねぞという言葉があります。それを聞くとなかなか除雪経費を削減するということにつながらないんですが、排雪経費を削減するということにつながらないんですが、やはり町民からの協力というものも重要だということで、毎年11月に行われている町内会長会議の中でもそういうことについてご協力をお願いしたいと、ご協力がないと除雪作業というのはできないんだということを申し上げておるんですが、やはり何十年と排雪をしてきたという経緯がございますので、特に春先の排雪作業というのは春作業という春の農作業ということもございまして、何とかやってくれという要望に答えてきたのが今までのことであります。

しかしながら、今日荒澤委員から見せられた1人当たりに換算すると4万7,000円ということとであります。1人3,000円の商品券配っても1,500万円までならなかったということとでいくと、この4万7,000円ということといけば、やはり大変な費用をかけているなと思っておりますし、これを少しでも減らせればという思いはございます。

したがいまして、周りの町村、特に直営というものについてやっているところにつきましては、非常に除雪経費が安いということもございます。ただ、すぐ直営にできるかという問題もございますので、そこら辺については管内の除雪の委託作業の形態等も勉強しながら、できる限り経費を削減できるような、除雪サービスの質を落とさず経費をかけないような形で、どうやったらできるかということについて検討してまいりたいと思います。

こういった資料が初めて全体の経費としては今まで見ておったんですが、1人当たりに換算するという発想がなかったものですから、これだけかかっているんだなと改めて思ったとこ

ろでございます。そういったことも含めまして、先ほど申し上げましたとおり、除雪サービスの質を落とさず、経費を削減できる方法について検討してまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4 番 私も、98ページ、99ページ、生活道路整備補助事業100万円取りましたけれども、昨年度も100万円計上しておりますね。それについて全部昨年度は消化したんでしょうか。

地域整備課長 生活道路整備補助金事業については、昨年度は申請ゼロとなっております。平成28年度に始まったと記憶しておるんですけども、令和元年度までに11件実施されまして、来年度予算につきましては昨年度ゼロということで、100万円1か所分という形で置いているところです。以上です。

4 番 昨年度ゼロ。でも今年も来ると大変なので、ここに予備的に予算を計上したという認識でよろしいですか。

地域整備課長 来ると大変なのではないんですけども、まあ申請あるということがほぼ前提で1件分予算計上しているところです。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

7 番 それでは、同じページの8-2-2、小国議員の質問の上の項目、社会資本総合整備事業の工事請負費、その下の道路新設改良事業の工事請負費、この同じ請負費ですので、この内容について質問いたします。

地域整備課長 まず、上の社会資本総合整備事業の工事請負費につきましては、流雪溝の工事になります。あとは一の関若鮎大平線の橋梁補修の予定しております。下の道路新設改良事業の工事請負費につきましては側溝整備3か所で、あともう一つが長尾幅線のカーブの修正の工事、全部で4つ計画しているところでございます。以上です。

7 番 分かりました。大丈夫かな、ここで質問したほうがいいかな。じゃあちょっと、ここで質問するか、次の消防費の中で質問するか迷ったんですけども、ここで質問させていただきます。太折の防災道路の件、桧原の防災道路の件ですけども、過疎の計画変更に伴って、それは過疎の4億円という計画立てました。そして消防のこれから出てきますけれども、そこじゃないなと思って、ここに入れられるんじゃないかという質問なのでここで質問するんですけども、消防の中ですみません、こっちの質問じゃないですけども、質問分かりやすくするために104ページ開いてもらいたいんですけども、104ページの消防費の中のページ数の上のところに12億9,500万円、前年度。本年度が1,800万円となっているんですけども、これがマイナス12億7,600万円という工事が終わったので減額になるんですけども、これから出てくる部門ですけども、これの請差が2億8,000万円ぐらいあって、それをヒバラ地区の防災道路に転用できるかもしれない、ほぼできるかもしれない、それを令和3年度中の道路整備をするという見込みを課長は、前に課長は答弁したわけです。

それはそれでいいんです。非常にいいことなので。やっていただきたいんですけども、私が注目している点は過疎計画で4億円と見込んだわけです。令和2年度で4億円という数字を出して過疎計画に入れた。そして、防災施設整備で請差が2億8,000万円くらい出た。そうすると、計画と請差の間の差が1億数千万円あるわけです。その1億数千万円というものはつまり防災都市計画で有利な、何ていうんですか、償還比率というものを受けられずに1億何千万円という予算を立てて、そして今質問している道路新設とかの予算で対応しなければならなくなるんじゃないかという懸念を、私は持っているものですから、オーバーした分ですよ。2億8,000万円ですぐにいいですけども、それをオーバーしてしまえばこういった道路施設改良費とか、そういった部分で対応しなければならなくなるんじゃないかと思って、その予算がここに入っているのかなと思って質問して、1問目の質問したわけですけども、それ入っていないようなので、どういう私の頭の中ではあの道路というのは2億8,000万円できないんじゃないかという井勘定の基に質問していますから、当然オーバー分が出てくる。と思っています。そのやりたいといったものだから、オーバー分を見込んだ予算になっているのかなと思って、ここになぜ入っていないのかなと思うわけですけども、その予算の見込みをどう立てているのか質問いたします。

総務課財政係長 それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

さきの過疎計画の議決をいただいた際に、桧原の避難道路については4億円ということで議決を賜ったところでございます。3月補正の予算額と繰越の部分の中に、桧原の道路については2億3,600万円含まれているという回答をさせていただきました。その差額が約1億円強あるわけなんですけれども、過疎計画についてはその金額を全額予算化しなければならないというものでもないですし、その金額を借入れしなければならないというものでもございません。地域整備課と話をしております内容で言えば、2億3,600万円の範囲を少し超えるか超えないかぐらいで、桧原の道路については完成できる見込みだということで考えてございます。

ですので、令和3年度予算につきましては、その桧原の道路の予算措置には現在のところ、かけなくても完成までこぎ着けるだろうという想定でございます。また、過疎計画につきましては、先般議決していただいたものについては、28年から令和2年までの5か年間の計画の変更ということも議決していただいたところでございます。令和3年度以降につきましては新しい過疎法の下に、再度別の過疎計画を議決していただくことになろうかと思うんですが、国の手続、県の手続がいまだ完了しておりませんで、町の過疎計画につきましてもまだ策定に至っていないという状況でございます。

現段階の状況で申しますと、県のヒアリングが夏頃になるのではないかという情報がありますので、それを目途に過疎計画の策定をして、もし必要な事業があるとすれば、の過疎計画

に事業を掲載しながら、対応してまいりたいと思っているところでございます。

なお、再度申し上げますが、過疎計画に上がっているからといって、その全額を予算措置しなければならないということでもないのです。過疎計画の金額については限度額という形で捉えていただければいいのかなと思っております。以上です。

7番 そうしますと、大分理解が進みました。現段階では2億3,600万円の請差を使えば、あそこの折渡桧原地区の防災道路が完成すると見込んでいるということですね。何ていうんですか。例えば追加、そう思っているも追加、追加というのが結構あるものですから、そうなったときにぜひその追加の財政措置なり、早めの我々に対しての連絡なりというのをさせていただきたいなと思うんです。やはり、その追加部分が町単100%の町債であったり、基金を取り崩しであったり、やはりそういうものが出てきたときに、今現段階の道路新設改良費というところに予算が入っていたとすれば、ここで予算委員会で審議できるわけですが、やはり後になってから出されたらもう工事がほとんど進んでからの変更になってくるので、それは望ましくないというか、判断にすごく苦勞するんですか、議決機関ですから。それありますので、ぜひ2億3,600万円でできれば何も申し分ないし、評価するところでもありますけれども、プラスにならないように精査しながら桧原地区の道路というのを完成させていただきたいなと思います。何か答弁あればよろしくお願いします。

委員長 ちょっといいですか。佐藤さん、令和2年度の補正予算の繰越明許の中で、このことは決議になっているわけだな。繰越明許の中で。設計じゃなくて本体の工事も。違います。なあ。ちょっと休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時41分 再開

委員長 それでは再開します。

ほかに質疑はありませんか。

1番 100ページの3の河川費でありますけれども、ここに当てはまるか聞きたいんですけども、河川公園管理委託料の中で、河川公園のところの道路脇ののり面の除草作業についてですけれども、除草作業がこれに対しては全然問題ないんですけども、県道と町の河川を抱える中で、県の除草と町の除草がタイミングが悪く伸び切ったときにどっちか刈っている状況に思えるので、県にも1回防腐剤をまいてした状況もあったので防腐剤をまかないでくれといった形ありますけれども、ただちょっと私が気になるのが、県でやるタイミングと町でやるタイミングがずれていると、どうしても落差を感じてしまうんです。連携してやっていくような方向性で検討していただきたいので、この辺の話し合いとか行う予定とかありますでしょうか。

地域整備課長 今まで連携して打合せしながら草刈りの日程を調整したということは、私の記憶ではないんですけども、今後県と相談しながら連携取れば、連携しながらやっていく形で検討してみたいと思います。以上です。

1 番 やはり、噴水ができてから町外等々、いろんな方がそこに来られるわけですので、町と県道と共通な場所でありますので、できれば一斉できれいになっていけばいいのかなと思いますので、県とも協議しながら連携してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第8款土木費について質疑、審査を終結いたします。

第9款消防費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第9款消防費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

3 番 106、107ページの9－1－3防災費、ここで2に福祉避難所管理事業ありますけれども、なぜ消防費の中で福祉避難所管理事業、ここに入れているのかなということで、民生費あたりに入っていくのかなという気はするんですけども、福祉避難所管理事業がここで計上になっているのか伺います。

総務課財政係長 福祉避難施設、それから防災センターにつきましては、令和2年度に都市防災施設整備事業という国庫補助事業を使って整備しているわけでございます。この補助金につきましては、国交省管轄でございます。また、財政係でここでいう目的別という表現をするんですけども、消防がいいのか、または民生費がいいのかということを検討した結果、やはり都市防災という国庫補助事業のメニューに合致する目的別がいいだろうということで、消防費に都市防災施設整備事業全てを当て込んだという経過がございます。ですので、その補助金の性質をそのまま管理事業にも適用させて、9款に福祉避難所、防災センターを令和3年度についても計上させていただいたという経過がございます。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9 番 それでは、同じページです。今伊藤さんからあった2番福祉避難所の関係ですが、ここに新たに予算計上されて会計年度任用職員の報酬がございます。前からの話で、避難所には支援センターの機能を移行するということございますが、この報酬、手当等については支援センターで仕事されていた方が、こちらに1名移るということによろしいでしょうか。

総務課長 福祉避難所管理事業に掲載してございます会計年度任用職員の人件費でございますけれども、福祉避難所の管理人という業務を主に行う会計年度任用職員分を計上してございま

すので、子育て支援センター分の人件費ではないとご理解いただきたいと思います。

9 番 分かりました。この方の管理人というのは、男性の方ですね。というのは、この間、中見せてもらいましたけれども、様々な機械器具といいいますか、非常電源装置ですか、そういう大事なものであるということで、支援センターの方、女性の方が行くのかなと不安に思ったものですから、今確認をしたんですが、この管理人の方というのは新たに採用された男性の方ということでよろしいんですね。

総務課長 正式には、今後の人事ということで、会計年度任用職員も含めての作業に当たるわけでございますけれども、男性の方を予定して人選を進めていきたいと申し上げたいと思います。

9 番 やはり、いつ何どき災害が起こるか分からないときに必要なわけですから、常に管理をしていかなくちゃいけないということだと思いますので、ぜひ男性の方、そういう機械、器具に詳しい方が適任ではないかと思いますが、あわせて1人ということですよね。この間現地見せていただいたら、入口の事務室、結構広かったんですが、私あそこに保健センターの方でも入るのかなと思っておったんですが、常にはあそこに管理人1人だけという考えなんですかね。あわせて、防災センターについても常駐の職員は誰も置かないという考え方なんですか。そのあたりをお伺いします。

総務課長 まず、防災センターですけれども、職員常駐するという管理は想定してございませんということです。福祉避難所でございますけれども、今委員からお話があったとおり、施設の昨日だということで、まずはそういう有事の際に福祉避難所の機能をしっかり発揮できるように、管理人の方には趣旨を説明して管理に当たっていただきたいと考えてございます。さらに、1人では様々なことで不手際等も想定されますので、そこで子育て支援センターの職員の方々にもご協力をいただきながら、適正な運営に努めていきたいと考えてございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1 番 私も同じところで、福祉避難所と防災センター管理事業でありますけれども、ここで上げられています両方ともに除雪委託料とありますけれども、防災センターがロードヒーティングという形でありますけれども、福祉避難所はどうなっているのかと、除雪に対する先ほどの除雪費用等に関わってくるとか、あとは私、一般質問しましたけれども、ここの除雪対応した場合に、ほかの除雪対応に影響しないのか。その点お聞かせください。

総務課長 福祉避難所の除雪体制でございますけれども、まずは今の工区の中でできるのかどうかも含めてでございますけれども、どの程度の時間を要するのかとか、様々な排雪場所も含めて検討していくこととなるかと思えます。ただ、支障のないように除雪体制も整えていく必要があるということでございます。福祉避難所の機能というものも、当然配慮することとなりますし、相当の面積ということもございます。排雪場のこともございますので、そうい

ったところを担当と調整をしながら対応してまいりたいと考えてございます。

- 1 番 体制づくりしていくということなんですけれども、この金額で足りるのかと思っただけであって、やはりいろんな重機が入る等も今後の検討だと思いますけれども、やはり町民生活に影響のないような取組で、なおかつ除雪費の削減ということも踏まえながら、いい案を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

総務課長 福祉避難所の機能というものと、さらに施設の状況というものを把握しながら除雪担当と相談をさせていただいて、除雪に当たりたいと考えてございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 8 番 同じ107ページの福祉避難所と防災センター関係について質問いたします。防災センターの管理と福祉避難所の管理、合わせて年間1,150万円ほどの毎日のメンテナンス料、維持管理料がかかります。その中で、いろんな中で建物のメンテナンス、管理は皆、委託先に任せてやるという話の予算で、今回委託料という形でなっております。委託料の積算根拠といたしまして、福祉避難所の今1番委員から出ました除雪委託料からはじめ、清掃委託料、そしてテレビの聴取料まで、いろいろな形で委託料が載っておりますけれども、積算根拠としまして建物が大きいから委託料が高いのか。建物の中の設備の関係において、いろいろな関係の委託料があるのか、その辺ひとつ伺います。

総務課財政係長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。何分新しい建物でするので、どのくらいの経費がかかるのかということについては、やはり見込みの上での算出しかないかなと思っているところが、前提としてはございます。ただ、その中でも例えば警備委託料ですとか、清掃委託料、それから電気保安管理委託料等については既に来年度の見積書を徴取しまして、その金額でやれるだろうというバックデータを基に、この金額を上程させていただくという内容でございます。

ただ、委員ご指摘のとおり、見込みでの算出、除雪委託料、環境整備委託料、こちらは草刈り等の委託料になりますが、やはりこちら等については見込みでの算出ということになってしまっております。その見込みの算出につきましては学習センターでしたり、農村環境改善センターでしたり、ほかの公共施設の同等の規模の建物と同じような金額を、取りあえず措置させていただきまして、実績を把握しながら来年度以降については対応してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

- 8 番 ちょっと細いほうになりますけれども、福祉避難所の清掃委託料が20万5,000円、防災センターが建物が小さいんですけれども、清掃委託料が四十何万円と、建物から比例しますと結構大きくなっているなど。また、テレビの聴取料につきましても福祉避難所のテレビの聴取料が1万7,000円、防災センターはいろいろ機能維持のためにテレビ等の関係も多いと思うんですけれども、47万5,000円とあまりにも差があるので、その辺どんな精査になっているの

かお伺いします。

総務課財政係長 まず、清掃委託料でございますが、業者さんをお願いしまして窓でしたり、床の清掃というものを年に1回実施しております。この本庁舎も小学校、中学校もそういう業者さんをお願いした清掃というものを実施しております。

それとは別に、学習センターでもそうなんですが、シルバー人材センターをお願いをしながら週1回のトイレ掃除でしたり、階段清掃というものを実施しているところでございます。福祉避難所につきましては、管理人さんを配置するという先ほどの答弁もありましたけれども、管理人でトイレ清掃などに対応できるだろうと考えております。ただ、防災センターについては利用頻度等もあるんでしょうけれども、シルバー人材センターに委託をしながら、週1回程度の清掃を行う必要があるのではないかとということで、面積規模とは逆転した予算措置ということが、ここで発生しているという状況でございます。

また、テレビの視聴料についてなんですが、その台数に応じてNHKに視聴料を納める必要がございます。福祉避難所につきましてはテレビの台数はさほど多くないんですが、防災センターについては各局の情報を取り入れる必要があるだろうということで、被災時に各局の情報を取り入れるために多少台数を多く配置しているという状況もございまして、こちらについても予算的には面積とは逆転した現象が起きているという状況を、ご理解いただければと思います。以上です。

8番 大体説明分かりましたけれども、これから建物を維持管理するのは、していくには一応委託料が固定費となってだんだんと重くなるのかなという感じがしております。その辺でしっかりした、今回から気をつけて委託料の上限なり、委託する業者にいろいろ吟味しましてなるべく経費のかからないところで、そして末永く福祉避難所なり防災センターで使えるようなメンテナンス等を考えると、なるべく維持管理少ない形の業者選定、委託料の選定、よろしくお願ひしたいと思ひます。

総務課長 委員からご指摘いただいたとおりに努めてまいりたいと考えてございます。さらに、福祉避難所の目的であったり、防災センターの目的であったり、こういったところが発揮しなければならない事態が生じた際には、様々な想定し難い経費なんかも出てくる可能性も含めたものが、この施設であろうと考えていますので、まずは経常的な施設の経費につきましては節減に努めてまいりたいと考えてございます。適正に管理を務めていきたいと考えてございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 今の防災費に関してですけれども、来年度の予算書の中ではハザードマップが予算化されていないんですけれども、それは昨年度の中で作成していて、今年度末、3月末完成するという、以前一般質問の中で答弁あったかと思ひますけれども、今現在ハザードマップの進捗

状況についてどのようになっているか質問いたします。

住民税務課長 ハザードマップにつきましては、現在最終データを業者に提出しておりまして、これから印刷という段階になっております。納品につきましては3月21日を予定してございまして、各ご家庭には4月第2週目の配達日になるかと思っております。

2番 先日、たまたま隣の大蔵村さんに行ってきたら、新しい令和2年度版が既に掲示されてありましたので、舟形町もぜひ予定どおり配布なるようですので、安心いたしました。答弁は必要ありません。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9番 104ページ、105ページ、9-1-1で2番の非常消防事業の中で、様々負担金等ございますが、一番下でございます。女性消防団運営経費補助金、例年と同額20万円計上になってございますが、聞くところによると女性消防団の団員の方が大分減っているという話を聞いておるんですが、今何名の団員の方いらっしゃるんですか。

住民税務課長 令和2年度現在は女性消防団につきましては6名になります。

9番 6名、大分減っていますね。私、聞くところによると2人しかいないんだという話も聞いておりますが、女性消防団の方については様々な有事の際の活動とか各施設での防災訓練様々活躍してもらっています。先般、舟形町消防団の定数というんですか、定員、減らしてはおりますが、やはり男性の方減っている状況で女性の方もなり手がいないのかも知れませんが、様々そういう活躍する場所、お願いしている場所もありますので、女性消防団につきましても勧誘といいますか、進める必要があると思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

住民税務課長 女性消防団の募集につきましては、今月第4週目に女性消防で団員募集のチラシを配布しまして団員を募集する予定でございます。先ほど、6名と言いましたが、今年度で今のところ4名の方が退団したいという旨の届出がございますので、来年度につきましては2名になる予定になってございます。

9番 やはり、私の聞いている2名というのはそれだったのかなと思うんですが、勧誘する、これからやるということでございますけれども、先般の議案審議でもあったように、舟形町消防団の団員と予備消防団、自主防災組織、様々あるわけですが、そのあたりちゃんと明記をして女性消防団の仕事はこういうのだよと、あたりを明記して進めないとなかなか集まってこないんじゃないかなと。加えて、ただチラシを配っただけではなかなか、なり手もない状況でございますが、そのあたり無理無理引っ張ってくるわけにいかないでしょうけれども、何か、町長何かありませんかね。なくしては駄目な組織だと思うんですよ、必要な組織だと思うんです。ですから、そのあたりみんなで考えながら団員が1人でも2人でも、2人しかいないということになれば、間もなくゼロになっちゃうんじゃないかと心配もしているわけ

でございますので、そのあたり町長、お考えあればお伺いします。

町長 数年前から、女性消防団の方々からはぜひ女性消防団の勧誘を町を挙げてお願いしたいということで、先ほど言ったとおり、消防担当としてはいろいろ勧誘をしておるんですが、なかなか理解をしていただけないというのが今までの経緯でございまして、本当にボランティアということでありますので、幾らかの報酬はございますが、やはり休日というものも取られるということ、子育て世代には厳しいところもあるのかなという思いもあるんですが、できれば子育てが少し終わった方々とかを含めて、再度勧誘するような方法で考えざるを得ないかなと思っているところです。

やはり、女性消防団の必要性については9番委員さんのおっしゃるとおりでありまして、実際に防災訓練等での初期消火訓練であったり、非常時の対応等のことについても女性消防団が担っていただいているということもございまして、そういった意味でなくさないように努力してまいりたいと思います。また、いい案があれば逆に町に提案していただければと思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 消防費でもいいですけども、1つ今女性消防団の話が出ましたのでお伺いしたいと思いますが、消防の操法大会というか、春の演習が5日というこどもの日に行われるわけです。団員等も女性でもやはりこどもの日ということで、こどもの日の行事ができないということがあと思いますけれども、これは市町村で日付を決めていると思いますけれども、今後5日にすることは必要なのかといったらおかしいですけども、話し合い等があつて日程調整とか可能なのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 春の演習の5月5日の件につきましては、消防団で決定したことと思っております。今、現時点では5月5日から移動するというご意見については、団からいただいてございません。

1番 団から出ているとは思えませんが、やはり女性消防団、もし勧誘するに当たったとしても5月5日という春の大演習のときに、子育て世代、終わった方とは先ほど言いましたけれども、その日に当ててしまうというのは検討課題でもあるのかと思ったこともありますので、課題としてもいいので、今後もしそのような話し合う機会があれば割当てをどうするのかも検討していただきたいなと思っていますので、もし可能であればそういう話も出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 回答は。（「あれば」の声あり）

住民税務課長 一応団には相談してみます。いずれにしましても、連休中の事業になりますので、いずれの日に移してもいろんなご意見が出るのかと思っております。一応、幹部会議で話してみたいと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第9款消防費について質疑、審査を終結いたします。

第10款教育費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第10款教育費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番 110、111ページ、10-1-2事務局費の中で、111ページに県町村教育長会負担金2万円あります。この内容をお聞きます。

教育課長 この予算につきましては、県内の各教育委員会教育長の会議等にかかる経費等に、各市町村の教育委員会から集められる負担金ということになります。

3番 かかる経費というのは中身どういう経費でありますか。それまず1点。

教育課長 教育長会、毎年1回会議等が開催されるわけなんです、その中で会議資料であったり各教育委員会への文書の配送や書類の作成といったものを、代表の担当のところで担っていただいているわけですが、そういったところの事務経費が主なものになります。

3番 ここの2万円というのは県内市町村あるわけですが、これは一律ですか、金額は。

教育課長 今、手元に各負担金の一覧がないので答弁できないんですけれども、一律ではないと把握してございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 124ページ、125ページ、10款4項5目東京2020東京オリンピックパラリンピック応援事業の中で、予算が昨年ついた予算と同額でなく減額になっておるようなんですけれども、本来なら横滑りで同じ金額に来るのかなと思ったんですけれども、減額になった要因をお聞かせください。

教育課長 減額されている点が、聖火リレーの新庄地区セレモニー負担金という部分が、昨年度よりも減額になっております。この点につきましては規模内容等も見直しをしております、縮小できるものは縮小、やめるものはやめると協議の上で負担金の再計算をした上での減額ということになります。その他の、その減額になるかと思えます。以上です。

4番 減額は2つあると思ったんですけれども、東京オリンピック応援事業、これが88万円あったやつが82万3,000円になっている。それはどのようなことなんでしょうか。

教育課長 昨年度当初予算が総額で88万円というところなんですけれども、今回削減しておりますのが、先ほどご説明いたしました負担金5万7,000円の負担金の減額、総額も5万7,000円の減でございます。以上です。

4番 そうすると、事業の見直しというか、規模縮小も含めてこれだけ減額になったという、分

かりました。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9番 委員長、選んでもらってありがとうございます。戻ってすみません、110ページ、111ページです。先ほど事務局費の下で4番の日本一の給食食育推進事業ということで、今回また力を入れるようでございますが、令和3年度の概要にあります全国甲子園はどういう大会になるのでしょうか。想像つかないんですけれども、教えていただきたいと思います。

教育課長 全国学校給食甲子園というのが学校給食の盛り上げるといいますか、いろんな取組を行っている学校給食を、全国的に紹介したりというモチベーションを上げるために行われている大会だと把握しているんですけれども、まず各県に地区大会という形で県の代表を決めるためにレシピ、学校給食でその学校で紹介したいことという給食のメニューレシピを提出することで、その調理方法であったりカロリー、栄養面であったり独創性であったりというものを書類審査しまして、県代表が決まりまして県代表が決まりますとそれが全国へ上がっていくということで、そこでさらに審査がありまして、最終的には場所は例年東京になっているかと思うんですけれども、そちらに実際に出向いて調理を行って実食した上で審査を行う。それで評価するという形で、いわゆる何々甲子園という形でいろいろな大会ありますけれども、そういうものになぞらえて給食甲子園というものを実施しているものでございます。

9番 分かりました。最初はものじゃなくて実際の給食じゃなくて、様々な給食に対する取り組み方、姿勢を文書、書類で上げてそれを審査してもらって、それが通れば実際にそれに基づいて東京にいて料理を作って食べていただいておいしいか、まずいかというあたりを判断して、一等賞決めるというあれですね、今話を聞くと。

やはり、せっかく甲子園というのがあるわけですから、森町長の肝煎りの日本一のおいしい給食推進事業でありますから、ぜひ参加をしていただきたいと思います。こういうことをすることについても子供さん方、またご父兄の方々に周知をしてこういうものに取り組んでいくんだよということで、併せて推奨する必要があるんじゃないかなと思うんですが、このあたりどういう形で、保護者、子供たちに示していくのは難しいかと思いますが、その最初の書類での取組というのがひとつ難しいんでないかと思うんですが、具体的に舟形は日本一の給食、食育に取り組んでいるんだよという姿勢が基本になるのでしょうか。その辺が、入口が分からないんだけど、最終的にうまいもの食べてこれが一等賞ってつけるのは、一番簡単な話だと思いますけれども、そこまで行く段階が様々なシステムが、経過がプロセスがあるようですので、そのあたり、入口がどんな形、舟形町はどんな形でやっているんだというあたりをアピールする、しようとしているのか、教育長、何か考えがあれば。

教育課長 前段として先ほどご説明申し上げましたけれども、基本的には給食のメニューの評価

ということになりますので、取組全体で順位をつけるということではなくて、こういったそこで出されている出品したメニューに対しての評価というところが、最終的になるかと思います。

それに当たりまして、そのバックボーンとして地産地消でこういう取組をやって、それでその学校の給食がこういうメニューだよというところのPRという部分では、当然採点されてくるかと思っております。学校給食の啓発というところを目的にしている事業であるようですので、各地ならではの食材であったり、文化であったりというものが反映されていれば、そういった採点も高くなるのかなと理解しているところです。以上です。

教育長 ただいまの質問で、学校給食に関しては学校栄養士がいて日々の栄養摂取量とか、そういったことも勘案されているのかなと思います。それで、先ほどの甲子園関係の審査については先ほど課長からもありましたとおりで、町としましてはといいますか、教育委員会としては日本一の給食ということで、町長の意向も踏まえて様々な料理の仕方を学校調理業務員と栄養士と踏まえて献立を作成しながら、いろんなアイデアを出して地産地消に向けて、子供たちが喜ぶというところでの体制を推し進めていくために、一つの目標として甲子園として掲げたということでご理解いただければと思います。

9 番 大体わかりました。課長の答弁で1回目と2回目若干違う。最初は書類審査をして県の第1位を決めて、最終的に東京に行って云々という話だったけれども、2回目になると最初から献立が出てきましたよね。この甲子園というのは最初から献立があってこの献立、この御飯は舟形産米のつや姫であると、そういう裏づけがあって、そういうあたりの書類審査といいますか、そのあたりが最初になるんですか。どっちなのでしょう。最初からもう御飯と様々な献立があって、これを作るには舟形町でどういう取り組んでいるんだということで、東京に行って同じものの献立を作って試食していただいて審査をするんですかね。甲子園のやり方、ここで何を言ってもしょうがないと思うんだけど、参加することに意義がある、オリンピックと同じなんだけれども、やり方はどうなのかと、1回目と2回目と課長の答弁が違っているような気がするんだけど。

教育課長 書類審査と最初申し上げた部分については料理のレシピでまずは書類、それが書類という意味でございます。実際に作ったものを県の最初の段階では食べるのではなくて、紙に書いたこういう分量でこういう作り方をして、こういう料理を作りますという文書にした書類がまずは給食というところの審査なんですけれども、ただそのこういう料理を作った背景だったり、狙いであったりという部分も、当然そのペーパー同時に出すことになりますので、それ含めての採点になるのかと思っております。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3 番 114ページ、10-2-3 給食費でございます。ここに備品購入、給食用器具購入費という

ことで243万7,000円あります。119ページに中学校の給食ということで213万7,000円計上しています。小学校、中学校の今回、令和3年度で準備する給食の購入費の中身をお願いします。

教育課長 まず、小学校給食事業での備品関係でございます。こちらが給食用のテーブルと椅子、テーブル14台、椅子が84脚、この分が230万円を見込んでおります。その他運搬する運搬車に12万円程度見込んでおります。それから、中学校の給食事業でございます。こちらで給食のテーブル、ランチルームのテーブル8台、椅子48脚、これで約100万円ほど見込んでおります。それから食器消毒保管機として94万円、配膳のときの食缶、給食を入れて運ぶための食缶で24万円を見込んでいますところでございます。以上です。

3番 分かりました。これに関してバックデータ、見積り等は取っていないのでしょうか。

教育課長 業者さんから見積りを徴しまして積算根拠としておるところです。

委員長 ほかにありませんか。

4番 126ページ、127ページ、国庫3目B&G海洋センターについて質問させていただきます。一番下から2番目、生涯スポーツ用具購入費、金額はつかないんですが、生涯スポーツ用具というのはどういうものなのか私、分からないのでお聞かせください。

教育長 こちらの生涯スポーツ用具の購入経費でございますけれども、生涯スポーツ、町民、町に広めるという目的でいろいろと毎年いろんな取組を行っておりますけれども、県内等でもいろんな情報を収集しながら進めているわけですが、いろいろ体を動かすために新たなスポーツ、ニュースポーツと言われるもの、またほかの自治体でうまくいっている取組ですとか、県が推進している取組といったもののスポーツに係る備品のための用具というものを、この予算で購入する予定でございます。例えば今年度などは、今まで競技としてはなじみのなかったモルックという木のボーリングのような木の棒に木をぶつけて倒すという新たな競技種目というものも、最近管内でも広めようという動きがありまして、そういった用具も購入しましたけれども、新年度におきましてもこういったニュースポーツ、町民が気軽に行えるようなスポーツのための運動器具、用具の購入を考えているところです。

4番 そうしますと、これ私は勝手な推測なんですけれども、パラスポーツのようなものに役立つような用具になるのかなという認識なんですけれども、それは違うんでしょうか。

教育課長 特に、限定をしているわけではありませんで、広く町民がスポーツしていくために、こういった競技に取り組みたいということのための予算でもありますので、いろんな観点から要望が出てくれば、それも踏まえて最終的な判断をさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 同じく126ページ、B G海洋の管理費でありますけれども、今とも関連してくる話ですけれども、生涯スポーツということで昨年度の12月3日から3月4日で、舟形町ニュースポーツ体験教室ということで町、町報等でもお知らせして開催したわけなんですけれども、私も数回

通わせていただきました。当初はやはり役場職員の方が多く町民の参加率が少ないのかなと思って、徐々に職員の方も減っていったんだん人も減っていくという状況にありました。やはり、冬場の体の健康維持ということで、すごい大切な取り組みだとは思いますが、もう少し気軽に来れるような体制づくりとか、必要なのかなと私、感じたところであります。

今言われました生涯スポーツでありますモルック、ボッチャ、スポレックとか、いろいろな器具そろえていると思いますけれども、なかなか1人で行って何かをするというのではなく、何かスポーツジムの様なものがあれば理想なのかなと思ったところでありますけれども、せっかくBG海洋センターという重要な施設がある中でありますので、ほぼ水曜日しか多分一般の方が使えない状況で、学校のスポーツとかで夜間、練習等で使われている中で、町民が気軽に使えるのかなという気持ちもあると思います。そうやって今回チラシ等では配布したものの、行きにくさとか、ほぼ学校の生徒たちのスポーツ関連で使われている状況がある中で、一般の方もどうぞと言ってしまうと、水曜日しか空きがないという状況になっております。

スポーツを通して生涯、100歳を生涯元気で暮らすということであれば、軽スポーツの重要性が今後問われてくると思いますので、BG海洋センターのさらなる活用方法として、やはりそういう周知の仕方等も1人でも参加しても来れるような体制づくりとは思いますが、その辺について今年度の体制とかはどういう考えを持っていますでしょうか。

教育課長 やはり、いろいろな教室等を企画したときに人の集め方というところにこれまでも大変苦慮しているところでございます。やはり、人づてにいろいろお願いをしてPRしていくという側面も、広報だけでは足りないということで、そういった個別への働きかけというのも行っているんですけれども、なかなか人が想定していた人数が集まっていないという状況でございました。

新年度につきまして、特に画期的な取組というところは今のところ思いついてはいないんですけれども、やはり改めて魅力ある体験メニューといったものを企画しながら、あとは時間帯、場所とかもなお含めまして参加しやすい環境の中で、もっと町民が気軽に参加できる、1人でも団体、複数でもといったところも今のご指摘を踏まえまして、企画から検討させていただきたいと思います。PRもできる限り町民に行き渡るように、アイデアを出しながら進めていきたいと考えております。以上です。

1番 今後ですけれども、やはり1人でも参加可能な競技といいますか、前だとヨガとかいろいろやっていたようなんですけれども、そのときの人の動向というのは分かりませんが、1人で参加できるとストレッチ系のやつとかジムのもの、ボクササイズとかいろいろな気軽に参加できるような項目もありますので、そういう企画的なものをしっかり町民に示しながら1人でも多く健康に対する気持ちを持ってもらいたいと思いますので、検討よろしくお

願いいたします。

答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 126、127ページ、保健体育のやつですけれども、127ページの上から2段目、登山道路の整備委託料あります。昨年まで26万3,000円で亀割山の登山とハマグリ沼入っていると思うんですけれども、今回10万5,000円の予算しか計上していないんですけれども、これを説明お願いします。

教育課長 今回の委託料の部分ですけれども、ハマグリ、前年度につきましては亀割登山道整備部分が計上してございましたが、今年度こちら緑環境税の事業でということで、そちらのほうに予算を移しています。その分が減額になっておりまして、ハマグリ沼等の整備委託料というところで、今回の金額となっております。以上です。

3番 確認します。緑環境税で亀割山の登山道は整備するということでよろしいですか。

教育課長 そのように対応するようにしております。

委員長 ほかにありませんか。

2番 111ページ、10－1－2の日本一の給食食育推進事業の中の一番上の講師謝礼、これが今年度より10万円増額になっています。これはあれですか。地元出身のプロの料理人の方への謝礼という認識でよろしいですか。

教育課長 こちらの講師につきましては、これまでもお願いしております3名のシェフの謝礼ということでございます。

2番 このプロの料理人の方から来ていただいているおいしい料理だと思うんですけれども、子年度の実績と来年度の計画について教えてください。すみません、回数だけで結構です。

教育課長 今年度につきましては、コロナの関係もございまして講師の方につきましては調理実習という形で教えてもらうことで、1回学校に来ていただいております。そのほかレシピ本というものを今年度作成しておりますけれども、そのメニューのレシピの構成とといいますか、それを監修していただくために講師の方をお願いしておりまして、その分の講師謝礼を支払っているということで、3名おりますので今回は学校には給食の調理では1回しか来ていないということで、これ例年ですと実際子供たちが給食を食べるときにシェフの方をお呼びして、シェフの方からいろんなお話を聞いたり目の前で簡単な調理をしてもらったりということを行っていただいた上で、一緒に食事を食べていただくという企画もしていますけれども、今回、今年度についてはそれができないままでしたが、次年度につきましてはまたこういった取組、交流の取組も行っていきたいと思っております。なお、レシピメニューについては次年度も順次作成していく予定でございますので、そういったところでの協力もいただきながらPRに努めていきたいと思っております。

2番 来年度来ていただける環境になったら、以前のようにそちらに出向いていただいて、子供たちの前でプロの技を見せていただけるという計画を、来年度もしているという認識で大丈夫ですか。

教育課長 そうですね。一昨年度の場合は、学校で包丁技術であったり実際チャーハンを作ってもらったりとかという取組を行っておりますので、その前の過去の年度におきましては講話をしていただいたりということもございますので、来ていただいてプロの料理人の経験ですとか、技というものをどういう形で子供たちに披露するかという部分については、まだ固まった企画ではないんですけれども、実際にお呼びして触れてもらうという機会をつくることで計画しているところです。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

5番 111ページになります。10-1-2 山形県若者定着奨学金返還支援事業負担金、この事業内容をお聞きします。

教育課長 この若者定着奨学金返還支援事業といいますのは、奨学金を借りている方が将来、就職して山形県に戻ってきて働く、定住するといったときに、その奨学金の返済を免除していくという制度でございます。そのために負担金を県に出しまして、その中から将来的に帰ってきたときに、その返済分を免除に充てるという形になります。

なお、山形県、どこの働く場所によりまして町の負担、県の負担という部分が若干変わってきますけれども、町としては一応舟形町で働くという前提で負担金の積算をしております。例年5名程度、この制度を利用するのではないかとことでの積算をしているところでございます。

5番 負担金というのは各町村全て負担しているのかなと私、思うんですけれども、令和2年度は312万円で、今年も同額、令和3年度も同額の312万円計上しております。これ、先日の補正予算で249万円ほど減額していると、私思っているんですけれども、そうすると62万円ぐらいいし負担金が発生していないということになるんですけれども、どういう理由でこうなるんですか。

教育課長 この制度で免除される要件には、やはり県内就職という要件がございます。今回補正で減額した対象者につきましては、県内就職の見込みがないというところで辞退された、この最初の申請してこの制度に乗った、この制度で受理した方について辞退の申出があったためにその部分、不要になったということで補正では減額させていただいております。今回も募集をして申請者に対して認定をしますけれども、将来的に学校卒業して就職してからどういった職に就くのか、どこの場所で働くのかというところは、それからになりますので、その段階でまたこの金額が、発生している負担金が少なくなってしまうということも考えられると思っております。

5番 これは負担金だから毎年同額の負担金があるのかなと私、思っておったんですけども、そうすると312万円というのは5名分と、5名を見込んでの負担金と、こういうことだというただいまの説明だったと思うんですけども、そうすると負担金というのは毎年変動、変わるんですか。

教育課長 県で割当て人数というのを決めておりまして、舟形町に割り当てられている人数が5名ということになりますので、この金額については毎年上限の金額ということで変わりはございません。以上です。

委員長 ここで午後1時まで休憩とします。

午前10時56分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 再開します。

引き続き、教育費の質疑を受けたいと思います。質疑ある方おりませんか。

9番 114ページですが、小学校費の2目教育振興費になるのか、ちょっと分かりません。予算の数字は出ていません。考え方だけ伺います。小学校について令和4年から教科担任制が始まるということでございますが、それに向けた令和3年度での準備といいますか、そういった金をかけるかどうか分かりませんが、かかるかどうか分かりませんが、そういったことは想定はしていないのでしょうか。

教育長 23年から教科担任制ということになってございまして、町としては校長会でもそういった話題にはなりますけれども、具体的な対応といったことは話になってございません。ただ、やはりそうなってくると先生方の働き方の部分での合理性といったことも、十分ありがたいなという考えであります。十分そういった学力向上のためにも、大変いい制度になる制度だと思っております。

9番 そういう考え方があるということであって、教育長の話だとそういうことですが、決まっているんですよね、決まったんですよね。違うんですか。スタートするということで決まったんですよね。

教育長 決まったと認識しております。

9番 決まった上で令和4年ということで来年度、令和3年度については具体的にどうのこうの、金をかけてやるということは、まだ具体的には何もない、だから令和3年度の予算書に何も計上するものもないと、するべきでもないということなんですよ。それでここに何も出ていないということなんですよ。

教育長 予算書にはありませんけれども、ただ学校の体制ということで、今年度、令和2年度で学習指導要領が改訂された実施要領が小学校、実施されて、来年度からは中学校が新しい指

導要領が実施されます。そういう中でのいろんな最近の教育行政の35人学級だったり、教科担任制だったりということが、随分と何ていいますか、変わってきているなと思っているんですが、やはり専門性を提供する知識についての環境は、やはり教科担任制にこしたことはないだろうと思っではおります。ただ、その体制を予算的にどういうものかということ、まだ深くは検討してはございませんけれども、今後そういうところで予算が必要なことに關して、校長会とかで話をしながら体制を整えていきたいと思っています。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1 番 108ページの10－2ですけれども、事務局費ですけれども、111ページの中段ぐらいですけれども、中学校制服購入補助金とあって、これは3万円を上限に2分の1補助という形になっておりますけれども、この点につきましてもすごくいい制度だなと思いますけれども、前、課長にもお聞きしましたけれども、舟形中学校では長靴が、冬場長靴という学校の体制なのか、長靴という条件がありますけれども、今バス通学になっていることもあってドア・ツー・ドア的な送迎をしている上で、長靴という指定するような長靴でなければいけないと、学校で決めていることなのか。ほかの靴とか買えないのか。この間保護者から言われたんですけれども、やはり長靴毎年買い替えたりしなきゃいけないということがあったりして、学校のために買うという形もあると思いますので、その点、今バス通学の中での考えの見直しとかないのか、その点聞かせてください。

教育課長 ただいまの長靴のお話ですけれども、町で指定の長靴というのはございませんけれども、学校で通学したり学校活動をしたりするに当たって、バス通ですけれども、バスを降りてから玄関のところまでは当然雪がある場合もあるという状況かと思っておりますけれども、学校の中で長靴が適当だということでの指導に基づいて、学校から長靴を履いてきてくださいというお知らせをしているんだと思います。

その指導につきましては、必ずそうしなければならないのか、場合によっては回避できるのかということにつきましては、個別に学校に相談をしていただければまず、理由のいかんによって必ずしも長靴でなくても認めていただけるという場合もあると思いますので、ぜひ学校の担任なり教頭なり、学校の先生に一度ご相談していただければ、そういった考えも聞けるかなと思っておりますので、そのようにお伝えいただければと思っております。以上です。

1 番 やはり、バス通学で乗る方に対して、三、四十分バスの中で長靴で通学というのはどうなのかなと思っただけでお聞きしたんです。

それに、もう一つですけれども、これは学校の体制、私男性なので判断しづらいんですけれども、学校の体制として最近テレビ等で話題になっている女子生徒の、生理用品等の学校での備蓄等があるのか、または女性特有のものであって経費が、きょうだいとかいればかかる

わけです。それに対して学校で保健の先生とかが対応しているのか分かりませんが、そういう生徒に対して学校で備蓄等があってもいいのかなと思ったのですが、全国的にどこまでそういう学校の体制があるのか分かりませんが、舟形の今後の検討でもいいんですけれども、今の状況と、今後どう考えていくのかお聞かせください。

教育課長 いわゆる生理の貧困問題ということで、先般国会でも取り上げられていたかと思うんですけれども、テレビ等で私も、番組等で見た内容では全国的な中では、学校にそういった生理用品、トイレの中には常に備え付けられて対応しているという学校もあるという報道でございました。

舟形町の状況ですけれども、やはり児童生徒の中にはそういったところに、生理的な問題に抵抗を感じているということもあるかと思うんですけれども、小中学校ですと保健の教諭に現在ですと相談して、例えばナプキンですとかについては支給しているといいますか、おあげしているという状況があるようですので、これ今後の対応にしましても今以上の、例えば先ほど申し上げたトイレの中に最初から常備しておく、トイレットペーパーに並べておくみたいな対応までは考えておりませんが、その都度保健の先生に行って相談してもらって対応してもらうというやり方で、今のところは問題なくできているかなという感じのところですよ。

1番 これは、学生に限ったことではないと思いますので、項目がどこに当てはまるか分かりませんが、やはりそういった負担軽減的なものとか、無償化的なものを生涯的な考えでも見てもらいたいと思って、まずは中学校、小学校の体制を聞いたままでした。

今後、そういう国とか報道等でもあるようでありますので、そういう方々に対しての対応を検討していただきたいと思います。答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第10款教育費について質疑、審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第11款災害復旧費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第11款災害復旧費について質疑、審査を終結いたします。

第12款公債費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第12款公債費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

9 番 分からないので教えていただきたいんですけども、公債費の償還で元金、利子それぞれございますが、特定財源です。この中で県支出金、元金が21万7,000円、利子で1万7,000円充当してございますが、県支出金という性質から公債費の償還財源に充てることができるのでしょうか。県単からずっと探していったら元金は21万7,000円というのが、間違っていればすみませんが、機構の集積支援金、同じ数字でした。利息は2本ございまして、若者海外体験が1万2,000円、地域子供子育て支援の県単が5,000円ということで1万7,000円、この数字がここに充当されているんですか。このできる、できないと併せてお伺いしたいと思います。

総務課財政係長 それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今質問がありました県補助金がここに充当されているのではございません。ここに充当されているのは市町村総合交付金でございます。市町村総合交付金の制度で防災無線のデジタル化を行った場合に、防災無線のデジタル化につきましては緊急防災減災事業債を活用することができます。普通交付税で70%算入されるものでありまして、市町村の負担は30%で済むものでございますが、その30%の3分の1を県で単独で支援するという制度がございます。当町におきましては、平成30年から31年にかけてデジタル化を実施しております。その元利償還金に対して県の総合交付金を頂いておりますので、その分を元金でいいますと21万7,000円、利子が1万7,000円、実際に償還がスタートしておりますので、その分を公債費に充当したという流れになってございます。

また、ちょっと話はずれるんですが、この分で令和2年度にもらっております金額が390万円ほどございます。元金、利子の実際の償還で超過する額につきましては減災基金に積立てをいたしまして、後年度の元利償還金に充当してまいりたいと考えてございます。以上です。

9 番 数字が違うやつだということで分かりましたけれども、そうしますと24ページ、歳入9目の市町村総合交付金750万円、このうちから先ほど言った細い数字を充てているということなんですね。係長答弁にあったかもしれませんが、この細い数字というのは特定財源で、例えば元金で1,078万5,000円、利子で15万3,000円と一般財源でございますが、この21万7,000円と1万7,000円との根拠といたしますか、総合交付金からこの数字を出したというのは、今答弁なさいましたか。聞き逃しましたのでもう一度お願いします。

総務課財政係長 それでは、借入れの状況と元利償還金の状況をお話しさせていただきたいと思います。防災無線のデジタル化につきましては、平成30年度に220万円を借入れしてございます。その分の元金償還が21万6,600円ほど、利子につきましては1万6,885円ほど、実際にその償還が始まってございます。また、平成31年に、令和元年に借入れをした2億1,200万円があるんでございますが、こちらは据置期間中でございまして、元金、利子、元金の償還がないということでございますので、先に借入れをした220万円の元利償還金分のみ、こちらに充

当したと積算をしたと考えていただいてよろしいかと思います。以上です。

9番 分かりました。私、大変勘違いをして申し訳ありませんでした。そうしますと、これについては前に借入れした平成30年に220万円、その後に2億円何がしの部分だということで、ここに県支出金として充てられるのは、借入れした分のひもつきの分だけということで、一般の県単からの充当はできないということで、分かりました。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第12款公債費について質疑、審査を終結いたします。

第13款予備費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第13款予備費の質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第13款予備費について質疑、審査を終結いたします。

これをもちまして、議案第19号令和3年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審査を終結します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

午後1時20分 休憩

午後1時21分 再開

委員長 会議を再開します。

議案第20号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 議案第20号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。なお、質疑に当たりましては、ページ、款、項、目を明言され簡潔をお願いします。質疑はありませんか。

10番 156ページの1款1項1目健康保険税ですけれども、滞納分ということで、滞納繰越分というのがあるわけですが、令和元年度の実際の2,260万円ほど不納欠損をしております。去年から比べますと滞納分の金額、50万円ほどで大分少なくなっております。この理由についてお伺いしたいと思います。

住民税務課長 滞納分になりますが、滞納の徴収に努めておりまして、滞納分の入るというか、

頂ける人の数が少なくなっておりますので、その分だけ減らせていただいております。

10番 去年も滞納分200万円を超える金額を徴収しているわけです。その努力については大変にも評価をしているところでもありますけれども、今600万円近くの滞納分があるのではないかと
思うんですけれども、保険税については一律ではないわけですね。ある程度所得割という
こと個人差もあります。そんな意味では、税の公平性という面からいってもぜひ安易に不納
欠損処分をしていただきたくはないし、ぜひ徴収に頑張ってもらいたいと思うわけなんですけれども、
徴収の対策、少し効率のいい方法というか、考えられないものかと思うんですけれども、そ
の辺いかがでしょうか。

住民税務課長 保険税滞納の方につきましては納めていただいて保険証を交付するなど、いろい
ろ工夫をしております。今、納税相談等いろいろ繰り返し、少しでも入るよう努めており
ますが、どの方法が一番いいのかつかめておりませんので、とにかく毎月1回もしくは年金
支給日を見定めて電話連絡をして、月々徴収を重ねていっている状況ですので、当分の間そ
のやり方を続けていくしかないかなと思っているところであります。

10番 やはり、滞納している方にはそれぞれの言い分というか、理由もありまして、本当になか
なか生活が困窮して大変だという方もいると思います。しかし、そういう方だけなのかなと
考えたときには、若干違うのかなという気もしているわけです。そういう意味で、区分けと
いいますか、そういうことも必要かなと思います。ある程度納める能力のある方からはかな
り厳しく徴収をお願いするという方法を取るべきだと思います。

ちなみに、今なんていうか、分納計画というか、そういう方で納めている方、何人おります。

住民税務課長 国民健康保険税でなく町税全体になりますが、約50名ほど納税相談を繰り返して
徴収をしているところであります。

国保税につきましては、確認して人数をご報告したいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

9番 今、同じページです。4-1-1、157ページの下です。保険者努力支援制度交付金、こ
れは税の収納率によって市町村に、市町村が頑張った分、配布される交付金でございますが、
前年度から見ると倍増の計上、入ってくる見込みをしているようでございますが、これは令
和3年度に市町村が収納頑張ったということに対する見返りの分なんですね。それをもう
最初から倍増を見るという予算計上した根拠というのは何なんでしょうか。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

保険者努力支援制度交付金につきましては、徴収率ということではなくて、特定健診事業で
特定健診の受診率向上対策ということで、国保連合会に委託をして事業をやってございま
す。具体的には、個別にはがきで通知をして健診の受診をしてくださいといった取組をやって
おります。その分が増えた分で、ここの分の保険者努力支援制度交付金が今回増額になってご

ざいます。以上です。

9 番 勘違いしておりました。健診を勧奨した努力に対する交付金、それは分かります。そういう認識です、私も。その交付金の割合というのは、交付される割合というのが税の収納率によって交付されると、私は思っておったんですが、そうではないんですね。ないんです、今、課長の答弁ではそうではないんですね。そうしますと、努力した見返りの分、努力の部分についてというのはどう評価するんですか、基準になるものは頑張りましたでは幾ら交付しますって分からないんじゃないですか。

健康福祉課長 ただいまのご質問でありますけれども、この保険者努力支援制度交付金638万5,000円のうち、先ほど申し上げました受診率の向上対策事業の分が294万8,000円でございます。それを引いた残りの343万7,000円の部分について、ご質問にあります保険者での努力をした部分という部分で交付される金額ということで、343万円ほどがその努力したことでの交付金という中身になっております。

努力といいましても、いろいろメニューがあるようでございまして、徴収に対する努力であったりとか、健診を受ける受診率の向上でありますとか、そういった町の様々なポイントを稼ぐメニューがありまして、それらの努力を合わせた部分が343万円ほどの交付金の中に入っているということです。

9 番 仕組みが難しくて分からないですね。294万8,000円というのは受診の勧奨分、343万7,000円というのは様々な努力分。努力分というのが、先ほど私が言った収納率が基準になっているんじゃないんですかと、さっき聞いたんでした。違うようでしたけれども、それはいいです、じゃあ。

勧奨分が努力したとさっき課長がおっしゃいましたので、前年と違った受診勧奨の方法といえますか、どんなことをして令和3年度は受診勧奨をする予定なのか。それで交付金が300万円近く交付される手だてをする予定なのかをお伺いします。

健康福祉課長 お答えします。

令和3年度につきましては新たにということではないんですけれども、さっきも言いましたけれども、はがきによる個別の勧奨などについてより回数を増やすなどして、努めていきたいと考えています。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第20号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

委員長 議案第21号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算を審査します。
読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。
（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第21号令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第22号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 議案第22号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。
読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第22号 令和3年度介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

午後2時46分 休憩

午後2時46分 再開

委員長 会議を再開します。

議案第23号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第23号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計予算を審査します。
読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。
（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第23号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第24号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第24号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

2 番 273ページの管理費が大幅に増になっています。

右側のページですけれども、公共下水道事業の中の⑥の修繕料の中の電話回線使用料はどういう内容なのかまずは質問いたします。

地域整備課長 公共下水道事業管渠管理費事業の中の電話回線使用料61万2,000円につきまして、通信回線故障とかの警報回線、通信回線の電話回線使用料となっております。以上です。

2 番 これも今年度42万円から61万2,000円に増額なっていますけれども、この内容も少し教えていただきたいと思います。

地域整備課長 電話回線使用料につきましては、マンホールポンプ電話料13か所で4万円掛ける12か月で48万円、監視装置モデム使用料が13万2,000円、1年間でとなっております、合計で61万2,000円となっております。以上です。

2 番 今、説明があった内容は今年度と比べて設備が増えたのか、同じなのか、数が同じなのかですけれども、それをもう一度教えていただきたいと思います。

地域整備課長 前年から比較しますと、監視装置モデム使用料が今年度増になっております。これにつきましては、今まで使っていたモデムの代替え機という形での使用になっておりまして、増になっております。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

7 番 それでは270ページの収入、事業収入ということで1款1項事業収入3,028万1,000円今年度、昨年度が3,043万1,000円ということで、若干ですけれども、収入を減と見込んでいるということになります。それで、分譲地とかもできて人が入っているはずなんですけれども、どういう積算根拠の基にこのような減収入を見込むことになったのか質問いたします。

地域整備課長 下水道事業使用料につきまして、令和3年度予算におきましては620件を見ております。出入りありますけれども、1か月620件で250万円、その12か月分ということで3,000万円を見込んでいるところです。以上です。

7 番 ちょっと質問の意味が通じなかった部分もあるようですので、つまり私が質問しているのはもうちょっと深いところでして、去年は3,043万1,000円、今年度よりもちょっと高いと。でも1年たったれば若干ですけれども、下がっているわけです。収入には。それは増収分、宅地造成されて人が増えているはずなんだけれども、多分いなくなったという人もあるからじゃないかと予測するんだけれども、それは1回目の質問で言わなかったけれども、だからその原因です。私が今質問したような原因なのか。そこら辺のところを聞いているわけです。

地域整備課長 前年度比較の減15万円につきましては、下水道新設手数料、前年度令和2年度当初におきましては、5万円掛ける7件35万円を見ているところなんですけれども、今年度は5万円掛ける4件で20万円ということで、減となっているところでございます。以上です。

7番 そうしますと、下水道の使用料の収入見込みというのは去年のよりももっと高く、新設の住宅ができているわけだから高く、本当は収入見込みというのを立てなければならないんじゃないかなと私、考えるんですけれども、そういう考えには至らなかったのか質問いたします。

地域整備課長 増えている分につきましては、今回は見込んでいなかったということでございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第24号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第25号 令和3年度舟形町水道事業会計予算について

委員長 議案第25号 令和3年度舟形町水道事業会計予算を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番 それでは、290ページ、読み上げとは別だったかなと思いますけれども、給水収益1,680万円。前年度が1,580万円、ちょっと先ほどと似たような理屈にはなるんですけれども、収益は上がっているんです、去年より。これは増設分を見込んだということだと思うんです。水道料金の中に、下水道料金とか農集排の料金も加算というか、同時収入、収益されているわけですから、何ていうんですか、前のページのあれが減になるはずがないんですよね。

だから、今後気をつけてくださいという意味で言っているんですけれども、そういうところを見られたときに、本当に精査しているんだろうかということになってくるわけです。給水収益はプラス、けれども公共下水道の収益はマイナスに見ているということは、あり得ないですよね。ですから、農集排がそうだったかはよく見ていないけれども、やはりそういうところの関連性をしっかりと持って、予算を立てないとならないんじゃないですかということなので気をつけていただきたいというか、よくそういうところを考えて、収益面をよく精査して予算を立ててもらいたいということなんですけれども、お答えいただきたいと思います。

地域整備課長 委員ご指摘のとおり、今後は収入しっかり予算精査して予算計上したいと思えます。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2 番 お金の話じゃないんですけれども、287ページの業務の予定量、第2条のところですけども、書かれています水道の量の話です。来年度は年間の配水量なり、平均配水量なりが今年度と比べ大幅に増になっています。給水の戸数が13戸減あるいは給水人口も150人減ということで、使う側は減っているんですけれども、これはあれですか。福祉避難所あるいは防災拠点施設の分を見込んで配水能力をアップしているという認識でよろしいでしょうか。

地域整備課長 見込んだ数字ではなくて、令和2年12月の実績ベースで計算しているところでございます。以上です。

2 番 これは設備的には何もしなくても、配水量とか平均配水量は増やせるという見方でいいんですか。設備は何もいじらなくても。

地域整備課長 水道事業の設備につきましては、何も変わっておりませんので、この数字につきましては当初予算作成時の実績に合わせた形で示しているところでございます。以上です。

2 番 すみません、変な質問であれなんですけれども、先ほどの答弁の中で福祉避難所、防災拠点施設で使う水の量は見込んでいないという回答だったと思うんですけれども、例えば極端に防災拠点施設とか福祉避難所で、じゃぶじゃぶいっぱい使っても賄えるというのが水道という考えでもいいんですかね。

地域整備課長 現在の状況ですと、福祉避難所、防災拠点増えましても、十分間に合うような全体計画になっていると聞いております。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第25号 令和3年度舟形町水道事業会計予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで、討論についてお諮りします。本委員会に付託されました議案第19号から第25号まで7議案を一括して討論することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしと認めます。よって、本案件につきまして一括して討論を求めます。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本委員会に付託されました議案第19号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第20号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第21号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第22号 令和3年

度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第23号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第24号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第25号 令和3年度舟形町水道事業会計予算、以上7議案を予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立多数です。よって、7議案は原案のとおり可決されました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りします。

本委員会の委員長報告作成は委員長に一任していただきたいと思います。ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、委員長報告の作成は委員長に一任することに決定いたしました。

長時間の審査、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして一般会計並びに5会計、1企業会計予算の質疑、審査を終結します。

皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして令和3年度予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時10分 閉会